

令和7年 第7回 安芸太田町議会定例会会議録

令和7年12月8日

招集年月日	令和7年12月5日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和7年12月5日 午前11時40分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	笠井清孝	○	7	影井伊久美	○
	2	田島清	○	8	大江昭典	○
	3	宮本千春	○	9	小島俊二	○
	4	大江厚子	○	10	津田宏	○
	5	末田健治	○	11	中本正廣	○
	6	佐々木道則	△			
会議録署名議員	1番	笠井清孝		2番	田島清	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河野茂		書記	佐々木裕子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町長	橋本博明		教育長	大野正人	
	副町長	木村富美		病院事業管理者	平林直樹	
	参事	宇田康弘		道の駅推進チーム 担当課長	瀬川善博	
	参事	下村佳世		教育次長	長尾航治	
	会計管理者兼 総務課長	二見重幸		教育課長	清水裕之	
	総務課主幹	郷田亮		安芸太田病院 事務長	正岡剛	
	加計支所長	児玉裕子		—	—	
	筒賀支所長	山本博子		—	—	
	企画DX課長	能宗良明		—	—	
	税務住民課長	沖野貴宣		—	—	
	地域協働課長	上手佳也		—	—	
	産業観光課長	菅田裕二		—	—	
	建設課長	武田雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀真一		—	—	
衛生対策室長	森脇泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和7年12月8日

	一般質問
--	------

令和7年第7回定例会
(令和7年12月8日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において配付した一般質問通告表のとおり、9人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。はい、3番、宮本千春議員。

○宮本千春議員

今回もトップバッターをさせていただきます、議席番号3番、宮本千春でございます。夏の大阪関西万博の神楽公演に続き、第2弾として、先週の土曜日、本町の神楽団と、安芸高田市の神楽団、北広島町の神楽団の合同神楽により、広島神楽関西公演 in 堺が開催されました。大変好評だったと聞いております。本町の魅力の一つである神楽を多くの方々に発信できたこと、本当にうれしく思います。私も同じ舞子として配信された映像を見て、血が騒ぎました。引き続き、本町の魅力の発信に御尽力されることを期待します。それでは町民を代表しまして、質問に移らせていただきます。まず、持続可能な公共交通の確保について伺います。令和7年10月末をもって、代替バス路線であった寺領線が廃止となりました。私も寺領と杉の泊の会場で開催された地元説明会に参加させていただきました。特に8月24日の杉の泊での説明会では、事前の情報提供が不十分であったとの声も多く、会場は紛糾しておりました。改めて、寺領線が廃止に至った経緯と原因について伺います。また、廃止を回避するための代替案や存続策について、どの程度検討が行われたのか、維持費用や運転士不足といった課題も踏まえてお答えください。

○中本正廣議長

はい、能宗企画 DX 課長。

○能宗良明企画 DX 課長

はい。寺領線の廃止に至った経緯と原因について御質問頂きました。町内路線バス寺領線が廃止に至った原因は、利用者の減少と運転手不足によります。具体的には1日2往復4便を運行しておりましたが、利用者が年々減少し、令和7年度は1日当たりの平均利用者が約1人と低迷しておりました。これは、利用者1人に対する町の負担額で見ると、1運行当たり、約1万7千円と、ほかの町内バス路線と比較しても2倍以上の負担であり、公平性の観点から見ても厳しい路線でした。そこに運行事業者から、運転手不足のため、維持が困難である旨の申入れを頂いたところです。町内路線バスについては、存続に向けて、これまでも運賃の改定、車両の小型化やデマンド交通システムあなたくによる路線の再編など、様々な対策を実施してきましたが、人口減少とともに利用者が減少し、運行に係る町の負担が増加するなどの課題が顕著になってきました。そこで、町内どこに住んでいても同じ負担でどこにでも行けるまちをコンセプトに、令和2年度から定額タクシーの実証運行を開始したところ、利用者1人1運行当たりの町の負担額は約2千円と、格段に少ないこと、また、住民アンケートの満足度も高いことが確認されました。こうした背景を踏まえ、本町における公共交通は定額タクシーを基軸とした交通体系へ移行することとし、令和6年度からは定額タクシーとあなたくを統合したもりカーの運行を開始いたしました。寺領線存続の検討においても、このもりカーへの移行可否を中心に検討いたしました。寺領線の1便あたりの利用人数がもりカー車両に乗車可能であること、また

既に寺領線沿線住民が1日平均4人程度ともしかりカーを利用されていることなどから、もしかりカーへの移行が妥当と判断したところです。しかし、寺領線については結果として、地元への御相談が廃止予定時期の直前となってしまったこともあり、地域の皆様には過度の御心配をおかけしてしまいました。今後同様なことがあれば、もっと丁寧に地元説明も行っていかなければならないと反省しているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、宮本議員。

○宮本千春議員

寺領線についての利用状況を説明頂きましたが、町の廃止の判断は、やむを得ないものであったと思います。恐らく先ほどあった利用人数や町の負担額などについて丁寧な説明が早めであれば、住民の皆様からも十分に理解が得られたのではないのでしょうか。こういったことは理屈よりも感情の部分でこじれてしまうことが往々にしてあります。今後の対応にしっかり活かしていただきたいと思えます。公共交通の利用を促進し、地域の中で活用を広げていくためには、乗りたいときにすぐ乗れる、帰りの便を気にしなくてもよいといった路線の利便性すなわち便数の確保が不可欠です。とはいえ全ての線の便数を増やすのは金銭的にも人の確保の面でも不可能であります。現実的に三段峡線のように幹線沿いの便数を増やし、町内循環バスのような路線を縮小せざるを得ない面もあるかと思えます。町の方向性としては、バス路線を縮小しもしかりカーの活用を進めるという方針かと推察しますが、寺領線以外の路線について、今後どのような検討を進められておられるのか、お聞かせください。

○中本正廣議長

能宗企画 DX 課長。

○能宗良明企画 DX 課長

はい、寺領線以外の今後の方向性についてです。現在町内路線バスは、病院線、加計高速線、坂原線、芸北線の4路線が運行していますが、いずれの路線も1人1運行あたりの町負担額でいえば、もしかりカーの負担額を上回っています。加えてもしかりカーであれば30分前の予約は必要ですが、好きなときに好きな場所に行けるということもあり、この点でも、決まった時間に決まったルートしか走れないバス便より、町民にとってより便利であるという判断から、町内の公共交通は、原則もしかりカーへの移行を基本としています。とはいえ、タクシーの台数も限られており、利用希望が集中してしまうと対応できない時間帯もあることから、各路線の利用者数や維持費用の状況を考慮し、地元住民にも、丁寧に説明をしながら、もしかりカーへの移行は慎重に進めてまいります。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

将来的にはもしかりカーの移行が基本との答弁でした。一方で利用希望が多い時間帯は対応できない場合があるとのことでしたが、現在のもしかりカーの運行状況、料金設定、乗り合いの実態、待ち時間、そして利用者の評価について、町としてどのように把握し、課題をどのように認識されているのか伺います。

○中本正廣議長

能宗企画 DX 課長。

○能宗良明企画 DX 課長

はい。令和6年5月7日に運行開始のもしかりカーですが、令和6年度の運行状況は、運行回数が累計約2万1千回、月平均にすると約1,900回、利用者数が累計約2万4千人、月平均2,200人でした。あなたくと定額タクシーを統合して運用開始したもしかりカーですが、令和元年度のあなたと年間利用者数は約1万3千人でしたので、利用者は約2倍に増えたこととなります。また運行に係る町の負担額は、令和元年度4,890万円に対し、令和6年度は4,960万円となっており、ほぼ同等の負担額で利用

者倍増を実現したことになります。令和7年度もこの利用拡大の傾向は続いており、運行回数が月平均約2,100回、利用者数が月平均約2,300人となっています。利用は順調に拡大していますが、相乗り率の低下が課題となっております。令和5年度定額タクシーの相乗り率は約15%でしたが、令和7年度もりカーの相乗り率は約11%と4%低下しております。相乗り率の低下は、町負担の増大にもつながります。また、運転手不足から、とりわけ利用者が集中する朝の時間帯は車両はあるのに御希望どおりに対応できないときがあります。もりカーを持続可能な公共交通とするためには、運転手の確保は必須であり、かつ相乗り率の向上は、この運転手不足の解消という点でも、重要な取組だと考えております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

もりカー導入により1人当たりの運行経費を抑えられている点から、町の行っている施策の方向性は間違っていないものと評価します。一方で、相乗り率の低下には、制度的な問題があるように思います。以前は1回の利用で700円でしたが、数人で乗り合いを行った場合は、人数割となり、1人当たりの負担額が小さくなっていました。しかし現在の制度では1人500円であり、乗り合いになった場合にも負担額は小さくなりません。これでは、利用者側に乗り合いをしようというインセンティブが生まれません。また、タクシー会社においても、乗り合いを行った場合に収益が増える制度でなければ、乗り合いに伴う利用者からのクレームの可能性が高まるだけでメリットはありません。現行制度がタクシー会社にインセンティブがあるかどうかははっきりとはしませんが、いずれにしても、相乗り率を向上させようとするのであれば、料金制度の再考が必要であると思いますので、ぜひ検討をお願いします。さて運転手の確保が難しいといった課題がある中で、現在町内において、スクールバスと路線バスが同じ時間帯にそれぞれ運行している地域もあります。いずれも座席に余裕があると思いますが、より効率的な運行が求められると思います。スクールバスと路線バスの統合、あるいは連携運行といった仕組みについて、町としてどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい、スクールバスと路線バスの統合などの連携について御質問頂きました。スクールバスへの一般の方の混乗については、過去は補助金の関係から難しい部分がありましたが、近年は法整備もされてきています。ただし、本町においては現状、どのスクールバス路線も、学校に近づけばほぼ満席になる状況となっております。坪野付近では席に余裕があるかもしれませんが、学校に近づけば、ほぼ満席になるため、一般の方を乗せる余裕はありません。逆に町内路線バスは余裕がありますし、高校生には使っていただいております。スクールバスには一般には学校のスケジュールに対応した運行をしており、かつ、その路線も子どもたちの乗車位置に合わせて設定していますので、児童生徒の乗車時間の短時間化や、安心安全な通学の確保の面から、小中学生はこちらを使ってもらったほうがよい反面、一般の方々を乗せるのは難しいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

スクールバスと路線バスの連携運行については課題があることは理解しました。しかし満席に近いのであれば、バスのサイズを大きくすることも選択肢です。また運行時間にしても学校行事に合わせて変更があるとしても、その変更が適切に周知されるのであれば、ほかの利用者も対応が不可能ではないでしょうし、難しい場面でも変更があるとこだけ別に1便運航することもできると思います。乗車位置に関しては、そこまで配慮せず、通常のバス停を利用することに統一してもよいのではないで

しょうか。私の息子が小学校に通学する頃はそれが当たり前でしたし、他市町で公共交通機関を使って通学する多くの学生も同じだと思います。限られた資源でよりよいサービスを提供するためには、柔軟な発想での対応が必要なのではないのでしょうか。将来的に公共交通分野の人手不足はますます深刻化すると見込まれます。そうした中で、住民が移動する頻度の高い区間において自動運転車両の導入を検討できないかと考えています。例えば、加計、病院、上殿間の区間において、国道の対岸にある県道を自動運転車両優先道路として活用するといった取組も1案ではないのでしょうか。もちろん、沿線住民の生活環境に配慮する必要がありますが、その上で、町として新しい技術を積極的に導入していく考えはないか、お尋ねします。

○中本正廣議長

能宗企画 DX 課長。

○能宗良明企画 DX 課長

はい。自動運転の導入検討について御質問頂きました。本町の公共交通の課題の一つが運転手不足にあることから、その解決策の一つとして自動運転車両の導入については期待しているところであります。実際に自動運転車両の導入については、今年度、広島県の公共交通への自動運転導入支援事業モデル地域に採択され、9月に町内の道路において実現可能性の調査を実施し、11月にその調査結果の報告を受けたところでございます。その報告においては御指摘の利用者の多い加計、加計ショッピングセンターから病院までのルートについても調査を行いました。現行のルートだと、自動運転の車両は速度が40キロでの走行になること、カーブが連続する道で大型バスやトラックが走行することなど、自動運転車両を走行させる際の難易度が高いという評価を受けております。また、議員御指摘の川向この県道を利用する場合、狭路で、狭い路地で、狭路ですれ違い困難な箇所があるなど、やはり実現に向けた難易度は高いとの報告でした。本町における自動運転の導入は、より自動運転に向いている路線、つまりはあまりカーブがなく、大型車両が通らない、そして道幅もそこそこある路線を探し出す必要があります。例えば加計ショッピングセンターから加計スマートインターまでなど、引き続き広島県と協力しながら、本町における自動運転の導入の可能性について調査検討を進めてまいります。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

自動運転車両の導入について、モデル地区に採択されたということは、導入に向け、非常に前向きな動きだと思います。ただ今後の路線選定において自動運転に向いているか否かは、基準とすることは問題があると考えます。恐らくもりカーの利用者の大部分は高齢者であり、その目的は病院または買物と思われれます。もし自動運転に向いている路線において実証実験が実施され、成功したとしても、町内で最も利用が多いと見込まれる路線での導入はできないと思います。であれば、基準として町内の利用者が多く見込まれ、かつ実現すれば、他のエリアへも横展開が見込まれる箇所とすべきと考えます。提案させていただいた加計、病院、上殿であれば、解決すべき課題は多く、実施に当たって住民との調整も多くあり、行政としての作業量も多いと思います。しかし成功すれば、単純な自動運転のシステム的な改善でなく、それを運用するため、どのような規制が必要かという気づきも得られるはず。もりカーの利用者データから混雑する路線や時間帯を把握されているのでしょから、そのデータも活かして大きな成果につなげるような進め方を期待します。次の質問に移ります。昨年に続き、今年の町内の出生数は1桁になると聞いております。数年のうちにさらに児童生徒数の減少が保育園所、小中学校で進んでいくことと思います。このような状況を踏まえ、教育現場における様々な行事運営について質問させていただきます。まずは運動会について伺います。今年議員なり久しぶりに運動会を見させてもらう機会を頂きましたが、生徒数減少の影響は大きいように思います。学年別競技を行うと、紅白それぞれ10人に満たず、競技時間も短い時間で終わってしまうという状況で

す。現在は全校競技を多く組み込むことでようやく成り立っている状況ですが、時間的には午前中だけで終わってしまう内容となっております。競争を行うにもある程度の規模が求められると思いますし、そういった競争の中でこそ得られるものが多くあると考えますが、こうした運動会の縮小傾向について、教育長としてどのように感じておられるか、所感を伺います。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい、運動会の規模について御質問を頂きました。運動会等の学校行事は学校教育法や学習指導要領に基づいて実施される活動であり、教育課程の一環として位置づけられています。学校行事の目標は、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることです。規模の大きさにかかわらず、各校がそれぞれの実態に合わせて判断しながら実施し、学校行事の狙いが達成されることが重要であると考えます。ですが一方で、合併による、安芸太田町誕生時には、小学校11校、中学校4校と多くの小規模校が存在しており、御承知のとおり、地域の皆様とともに運動会を行っている学校もありました。人口規模が小さい本町では、特に地域との結びつきは、学校にとっても子どもたちにとっても、また地域にとっても不可欠なものであると考えていますし、今後も各校地域との結びつきは大切にしていきたいと思います。以上です。

○中本正廣議長

はい、宮本議員。

○宮本千春議員

次は文化祭を中心とした文化活動についてです。10月25日に開催された町内中学校の合同文化祭は、かつては展示発表がありましたが、近年はステージ発表のみとなり、規模が小さくなっていると聞きます。また、10月4日5日に開催された町内で活動する文化団体による文化芸能フェスティバルも、参加者の高齢と減少が進んでるようです。一方でマーチングバンドや龍頭太鼓、深山太鼓といった和太鼓演奏など、町内の児童生徒が地域の方と長く取り組んできた経緯もあります。こういった取組を発表する場を町として整えるためにも、中学校の合同文化祭や文化芸能フェスティバルを一体的に開催するなど、合同で実施し文化活動を活性化していく可能性についてどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。続きまして、合同文化祭について御質問を頂きました。学校行事は教育課程の一環であり、教育課程は学校の教育計画ですので、各学校において編成されるものとなります。先ほども申しましたように、学校行事は学校教育法や学習指導要領に基づいて実施される活動ですので、合同実施により、その狙いが十分に達成されると学校が判断するのであれば、可能性はあるのではないのでしょうか。なお、中学校の合同文化祭は、町村合併後、各校の特色や文化への相互理解、生徒間の交流を深めてきたものであり、有用な取組だと認識しています。こうしたことから、当面の間は合同文化祭について引き続き実施されていくものではないかと思っております。文化芸能フェスティバルについては、高齢者の方のもとより、小・中学生の出展コーナーや加計高生の振り袖ショーなど、各世代が活躍している会であり、町文化団体連合会の主催で主体的に実施されているものです。こちらも非常に有用な取組であると認識しております。以上です。

○中本正廣議長

はい、宮本議員。

○宮本千春議員

運動会文化祭とも学校の判断でという回答でした。教育委員会の役割は地域全体の教育の基本方針を定め、各学校がそれに従って自主的に教育活動を行えるよう支援するということだと思えます。教育委員会として、学校が小規模化していく中で、どのような教育をしていくべきかの方針を示し、学校間で必要な連携がとれるよう調整を図っていただきたいと思えます。以前の小規模校、坪野小学校や安野小学校では、幼保小中学校が一体となり、地域住民も加わってイベントを実施していました。少子化が進んだ現在においても、学校と地域が一体となった取組が必要になってきたのではないかと考えます。このような取組を実現させていくとすれば、どのような課題があると考えられますか。お聞かせください。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。議員御指摘のとおり、学校と地域が一体となった取組は不可欠であると考えます。課題ということですが、あえて申し上げれば、地域と学校双方の負担感が増えないような配慮があるのではないかと考えております。子どもの数が減るということは、地域の方、また教員の数も同様に減っているということになりますので、個人に係る負担感が増せば、継続が難しくなるというのは学校に限ったことではなく、地域行事もまた同様であろうと考えております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

学校の児童生徒だけでなく、地域住民の数も減っていることも確かな事実で、多くの関係者に参画してもらい、取組を継続していくためには、負担感の分散が重要になってくると思えます。であれば、PTA、学校運営協議会、自治会、子供会等が地域や役割も乗り越えて連携して動ける、あるいは一つの団体になるような仕組みづくりが必要ではないでしょうか。今年の五サー市は加計小学校150周年記念行事のいろいろな催物が行われ、多くの方々に感動を与えました。この五サー市と連動した取組は、小学校PTA、商工会が連携して進めたと聞いています。これをきっかけにこのような取組をもっと進化させていくことができればいいのではないかと考えます。もしこれらの団体が日頃から十分に連携できていない状況であるとすれば、その背景には何があり、どう対応していくべきかと考えておられるか、見解を伺います。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい、各団体との連携について御質問頂きました。各団体等との連携を進めるにあたっての課題ですが、これまでは学校と自治会とのつながりが持ちにくかったり、せつかくつながっても、校長や教職員の異動で、またつながりが薄くなったりすることがありました。これを組織的なものにし、持続可能な仕組みにするためにつくられたのが学校運営協議会です。現在の学校運営協議会は、各校が実態に応じて工夫を凝らしながら協議会の企画運営をしております。今後は、この学校運営協議会を基盤に、学校と地域、保護者等が、より強くつながっていくものと考えております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

学校運営協議会についての言及がありましたが、一部の学校運営協議会では、議論や意思決定、各主体間の意見調整の場として機能していないと聞いております。どういった点が機能していないかの実態の把握に努めていただき、そういった実態があった場合には、原因を分析して改善をして頂きたいと思えます。あわせて、地域の多くの方が共有できる価値が体験というものを持つということが、地域

の一体感の醸成につながると考えますので、学校と地域が一体で行う行事、取組を継続的に行っていけるよう、ぜひ検討をお願いします。次の質問、3点目に移ります。地域、失礼しました、3点目に移ります。地域生活における対応施設である加計のショッピングセンターとそのテナントである加計のスーパーの存続対策について質問いたします。一時期、加計のスーパーが人口5千人を割ったら撤退するといった話が流れておりました。地域にとって生活の基盤である加計のスーパーが撤退するような事態は絶対に避けなければなりません。町としてもその動向については情報把握に努めていただきたいと考えていますが、現時点で把握している情報があれば、可能な範囲でお示しください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。その話について私も実は伺ったことあるものですから私のほうからお答えをさせていただければと思っております。改めて今議員御指摘のように例えば人口5千人切った場合には、スーパーが撤退するという噂、私も聞いたことがあるんですけども、改めて、町内でも確認をさせていただきましたが、スーパーの事業者のほうからですねそういった撤退に関する申入れ、あるいはその際の条件的なものが本町にあったという事実は確認できておりません。ないということでございます。その上で、私も、何度かそのスーパーの社長さんですとかあるいは経営者の皆様にはお会いする機会がありました。そのような思いを持っておられるような感覚を受けたことはありませんし、それこそ地域活性化のためにですね、御協力を頂くということは、思いは常に持つておられるというふうに私自身は感じているところでございます。ただし、全国各地で、地域の人口減少や高齢化等により、スーパーが撤退をし、買物ができないことにより生活に支障が生じているケースは確かにあるわけでございますので、本町もよそ事ではないということは我々も認識をしているところでございまして、議員御指摘のとおり、ショッピングセンターは、町として欠くことのできない生活インフラであると認識しておりますので、その危機感はしっかりと持ちながら、状況把握についてはまた引き続き努めていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

加計のショッピングセンターについては建て替えや大規模改修が検討されているという話も以前からありますが、なかなか実現してません。施設の老朽化はかなり進んでおり、一時しのぎの改修よりも建て替えたほうが望ましい面もあると思います。ただ民間で事業を進めれば規模は必要最小限となり、現在のテナントや雇用を維持できない恐れもあります。町として、地域拠点としての加計のショッピングセンターを将来的にどのような姿にしていくべきか、考えておられるか、見解を伺います。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

ショッピングセンターの将来像について御質問頂きました。このショッピングセンターは、昭和50年代後半の建築で、40年以上経過していると伺っております。現在、加計ショッピング協同組合において、全体施設の管理運営を行っておられるところでございます。その将来像ですけれども、一義的には、運営主体であります組合において、施設の建て替え等も含めて、どのように考えておられるのかということが前提になるとは思いますが、ショッピングセンターが町民の方々にとって、欠くことのできない生活インフラである、こういうことは、先ほど町長のほうからも申し上げたとおりでございます。このため、町といたしましては、この施設を持続可能な地域の中核施設として維持していくという、そういう認識のもとで、今後必要に応じて、行政としてできることはしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○中本正廣議長
宮本議員。

○宮本千春議員

9月の定例会において、公共施設の床面積の削減ということについて質問させていただきましたが、役場機能の集約をはじめとした行政の再編のきっかけとして、ショッピングセンターと役場機能をあわせた複合施設を設置するような枠組みであれば、公費を活用してショッピングセンターの建て替えを支援することも可能ではないでしょうか。もし、建て替えや移転に伴って現管理組合の成算が課題となるのであれば、将来の町の発展に資するものですので、町として一定の支援を検討すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

ショッピングセンターと役場を合わせた複合施設について御質問を頂きました。ショッピングセンターなどの町民が集まる場所と、それから役場機能、これを組合せた複合施設につきましては、一般的には、住民の利便性の向上でありますとか、行政コストの削減などのメリットが期待をされる一方で、単一の施設よりも、初期投資が大きくなることや、あるいは、セキュリティの問題、さらには、営業時間や休館日等が異なるため、施設管理の調整など、運営上の様々な課題も挙げられるところがございます。現時点においては、財政の問題等も含め、行政主導でそういった複合施設を建設する考えは持っておりませんが、今後、組合のほうから具体的な相談等を受けることがありましたら、今申し上げましたような課題なども踏まえた上で、町としてどういったことができるのか、検討を深めてまいりたいと、このように考えております。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

ショッピングセンターの有無はこの町の生命線であり、地域で暮らしやすさを決定づけるものです。民間施設ですので、行政主導ということは難しいのはそのとおりですが、現組合あるいはスーパーに対して改修、建て替えの際には、町として一緒に実施したいと考えていると、発信しておくことも重要ではないでしょうか。計画の最終段階で、事態を知ることがないよう、事業者と対話の場をしっかりと持っていただければと思います。最後の質問に移ります。6月定例会において質問させていただいた中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金制度及び地域活動支援団体テグスをはじめとした有害鳥獣対策についての状況について伺います。まず、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金制度について、今年度の申請が取りまとめられたと思いますが、活用された地域の数はどのようになっているのか、説明をお願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。中山間地域等直接支払交付金でありますとか、多面的機能支払交付金の申請状況についての御質問でございます。今年度から開始をしております第6期になります中山間地域等直接支払と多面的機能支払交付金は、本年6月に制度説明を行ったところでございます。その後、交付申請ということで受付を開始いたしました。中山間地域等直接支払交付金は交付決定した協定数は38組織で、前回と比較して9組織の減、また多面的機能支払交付金は28組織で、前回よりも8組織の減となっております。第6期中山間地域直接支払では、ネットワークによる組織の再編を国が推奨している関係もあり、二つの地域が合併、一つの地域は組織を解散いたしました。一部隣への組織への加入がありました。残り六つの地域は高齢化や、事務の担い手の問題がありまして、解散する結果となってい

るところでございます。多面的機能支払交付金は、以前からですが、単価が低いことに対する事務の負担でありますとか、共同作業の予定がないことから、解散に至っている状況でございます。以上でございます。

○中本正廣議長
宮本議員。

○宮本千春議員

昨年と比べて参加する地域が減少しており、中山間地域等直接支払交付金については、第6期になったことを区切りに取組をやめてしまう地域もあったと聞いています。先ほど原因として、事務の担い手不足ということが挙げられましたが、農村RMOの活用等によって解決できるものがなかったのでしょうか。農村RMOの設立やネットワークの状況や、町として今後どのような支援や促進を行っていくのか、具体的な検討状況を伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、農村RMOの設立でございますとか、ネットワーク化の状況、また、町として今後どのような支援や促進を行っていくかという御質問でございました。農村型地域運営組織RMOは農業を核とした活動とあわせて、生活支援などの取組を行う住民組織でございます。基本的に、農業分野から新たな分野の取組を行うことが条件で、既に参画の希望がある組織に対して説明会でありまして、県主催のフォーラムに参加していただいているところです。このRMOが採択されれば、取組を希望している地域もあります。しかし、中山間地域での農業の運営自体が厳しい状況の中、新たな分野での取組が必須条件となっていては、全ての地域の参画は厳しいと考えているところです。一方、中山間地域直接支払制度によるネットワーク化は、草刈りなどの作業を共同化するもので、八つの集落協定が取組予定となっています。これらの取組が地域の中で展開され、農業生産活動ができるよう、また、継続を断念しておられる地域も耕作放棄地の解消のため、加入に努めてまいります。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

農村RMOについては全ての地域ごとに組織されるというよりも、核となる一つの事務局、あるいは協議会に希望する地域が参加していくという形になるのではないかと考えています。であれば、町の役割として、参画希望の団体と、援助を求める地域等をしっかりつないでいていただきたいと思えます。次に有害鳥獣対策についての進捗ですが、地域活動支援団体テゴスの活動実績は上がっているのでしょうか。また町民からの評価や反応、どのように把握されているか、お聞かせください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。続きまして有害鳥獣対策の御質問でございました。本町では、今年度4月から一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構、通称テゴスに参画し、現地相談、技術支援など、地域住民から役場への相談に応じ、現地に赴き、被害状況の確認、侵入経路の特定、対策方法の助言などを行っているところでございます。本年10月までの活動として、新規に電気柵を設置する農家を中心に、被害状況の確認や設置の方法などを指導しているところです。また地域に出向いて勉強会を開催し、イノシシやシカの生態や駆除の対策方法について説明をいたしました。参加者からは、未利用果樹の伐採やクマの通報を積極的にやりたいなどの意見を伺っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

近年、有害鳥獣の被害も変化しており、特にシカによる被害が拡大しています。過去に補助を受けた農地であっても、シカ用の防護柵など改修が必要な場合、再度の補助対象とすることは可能でしょうか。補助要綱によりますと、5年経過後は再度の補助が可能とされていますが、5年以内の場合で、別の種類の有害鳥獣への対策改修の場合は、どのような扱いになるのか答弁をお願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。有害鳥獣の防護柵の対応についての御質問でございました。過去に補助を受けた農地に別の種類の有害鳥獣に対する防護柵の設置を希望される場合、補助適用としているところでございます。御指摘のありましたシカの被害は広島市北部でございまして、山県郡東部からその被害は拡大しているとのことですが、昨年度、シカの捕獲は12頭でイノシシの156頭に比べて少ない状況です。数年、シカの被害に対する通報を受けたり、また現地確認も行っていない状況にもありますので、その必要性も含めて、連絡していただきますようお願いいたします。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

町内で発生している有害鳥獣被害の種類や頻度を把握していただき、テゴスの支援等を活用しながら、適切な対応と必要な補助を実施頂ければと思います。最後に、これから本町は雪が降る季節、冬を迎えます。大寒波が予想される場合、危機管理意識を持っていただき、特に除雪作業については、安全第一で行っていただき、適切な対応で、日常生活に支障を来さないよう、また、残り僅かな本年を無事に終え、新たな新年を迎えることができ、町民の方々が長く厳しい冬を何事もなく、安全安心で過ごされるよう御尽力頂きたいことを申し添え、本年最後の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で3番、宮本千春議員の一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。9番、小島俊二議員。

○小島俊二議員

はい、おはようございます。9番の小島でございます。一般質問をよろしく申し上げます。今日議席に座って、ちょっと議場の雰囲気がよくどるなという感じがちょっとしたんですが、明るくいきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。昨日、上殿、加計でありました道の駅の説明会に参加させていただきまして、瀬川課長さんはじめ、参加した職員の皆さん大変お疲れさまでした。以前ほど燃えることもなく、淡々と終わったんだろーと思ひますが、これから再生道の駅に向けて、前を向いて一緒に頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。議会側としても今後ちょっと細かいこととかというのがやっとな聞けるような段階になってきましたんで、また今定例会での特別委員会のスタートとして、細かい良い道の駅ができるように、質疑をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今日は1問の中で何問か質問をさせていただきたいと思ひます。まず1点目が、町内主要な交差点への防犯カメラの設置について。安芸太田町の防犯カ

メラの設置について、現在6基の設置にとどまっています。前回の一般質問では町として検討するとの答弁がありましたが、検討の結果、令和8年度予算の計上を目指す方向性はあるのか、検討の具体的な推進状況について伺います。

○中本正廣議長

二見総務課長

○二見重幸総務課長

町内の主要交差点等への防犯カメラ設置についてご質問をいただきました。主要道路交差点へのカメラ設置は一定の区切りがついたものと受け止めておりますが、隣接市町との交通結節点としては、戸河内松原の交差点、あるいは上久日市の安水橋交差点、それから澄合の交差点での設置検討が必要とも認識をしておるところでございます。今後におきまして、地域の御要望でありますとか、警察署との協議を行いまして、計画的に設置を進めていきたいと考えております。令和8年度の予算計上に関しましては、設置基数も含めて今後検討をしてみたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。3か所の具体的な設置場所について答弁を頂きました。町内でも犯罪が増えておりますんで、犯罪捜査において防犯カメラの有益性はすごく上がってると思いますんで、できるだけ早期、令和8年度予算に向けて、設置の検討を希望するものでございます。2点目をお伺いします。以前質問したんですが、大型の防犯カメラの設置については、非常に自治会の設置については非常に課題が多いという答弁でしたが、県内各地で、家庭におく軽微な防犯カメラ、防犯ブザー等々の防犯グッズの設置に補助金を出してるという自治体がだんだん増えてきてます。その辺の方向性について答弁をお願いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。こちらにつきましては、以前にも御質問をちょうだいしたところでございますが、現在のところ、個別の御家庭への防犯カメラ等の設置についての補助の制度等は検討に入ってはございません。まずは、防犯の意識の啓発でございますとか、地域でどういった取組が、防犯に対する取組ができるかといったような、活動を行っていただけるかと、そういうのをどうやったら推進できるかといった内容のことを今後も進めてまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい防犯グッズの補助金については県内でも相当数、小さい自治体が結構多く採用してるという実態ありますんで、安芸太田町においても、この防犯カメラの防犯グッズの設置については需要があるというふうに思いますんで、検討をお願いするところでございます。それで、財源が、防犯カメラもこの防犯グッズも財源が問題であれば今年度、令和7年度国の補正予算、重点支援地方交付金の活用も検討されるのではないかと思いますその辺の見解についてまた後ほど、この重点交付金については聞きますが、1点この防犯カメラに対する重点補助金の活用について答弁をお願いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。交付金の活用についても、今後検討は必要であると考えておりますが、まずは、地域ぐるみでどういう防犯活動ができるかといったような内容をいま一度、検討していきつつ、その上で、個別の御家庭への何らかの支援が必要であるというふうに判断した場合は、そういった財源の活用も考えていきたいと考えます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。まずは令和8年度当初予算に防犯カメラの主要交差点への、今言われた3箇所への設置を強く要望して、1番目の質問を終わりたいと思います。2点目ですが、これも以前質問した合併浄化槽の更新及び修繕補助金の創設について。前回の質問で国の制度創設を受けて、新年度者に向け、予算編成の中で検討すると答弁されています。そこで改めて伺います。現在令和8年度当初予算の編成作業が進む中で、合併浄化槽の更新に対する補助制度の創設について、どのような方針で検討を進めているのか。国の制度との連動、町としての必要性、財政上の取扱方針について、現時点の考えをお聞かせください。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。合併浄化槽の更新の補助金について質問頂きました。合併浄化槽については設置後30年を経過した浄化槽が増えてきており、その更新の補助の必要性につきまして、認識をしているところで。前回の一般質問でも質問頂きましたが、現在安芸太田町では、新規の合併処理浄化槽の設置、また汲み取りから合併処理浄化槽への転換を補助金対象としております。来年度以降は、この設置補助に加えまして、古い浄化槽の更新補助の設置補助を念頭に、広島県内の中山間地域の市町に聞き取りを行ったところ、7市町が古い合併処理浄化槽の更新について、補助制度の対象といたしまして、単独事業として実施をしておりました。こうした事情を踏まえまして、先般、広島県に対しまして、古い合併処理浄化槽の更新と同様に、県の財政措置の対象になっていない新規の合併処理浄化槽の設置についても県補助の対象とすべく、合併五町との合同で広島県小型浄化槽整備設置補助事業の拡充につきまして、緊急要望を提出させていただきました。このような働きかけを進めながら、次年度以降、古い合併処理浄化槽の更新補助につきまして、現在前向きに検討を行っているところです。なお、合併処理修繕補助金につきまして、聞き取り調査を行ったところ、中山間で実施している市町につきましては、1市町であることから、まずは合併処理浄化槽の修繕にどの程度の費用を要しているのか等の調査を行いまして慎重に検討を続けていきたいと思っているところです。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。令和8年度の予算に向けて、前向きに検討するという答弁でございますので、やっとなりとも要望してきた合併浄化槽と公共下水道との是正に向けて一歩前進したのではないかとこのように思います。それで、今検討状況ですが、その補助率等について具体的にもし案があれば。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。現在、更新につきましては、まだ、県の補助がございません。国のほうにつきましては一定の条件をもとに補助をしてくださるといような話を聞いておりますので、現在は3分の2を町、3分の1を国になるのではないかと考えているところです。まだ検討状況なのではっきりしませんが、そのような考えを持っております。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。後ほどの質問にあります集合処理と個別処理とのまた課題もありますので、そちらでまた質問させてもらいたいと思いますが、令和8年度予算編成に向けて、修繕補助金、修繕補助金の創設についても前向きに検討をお願いするところがございます。近所でも結構浄化槽の補助をお願いするという家が相当増えてきて、これはブロアの交換で5万か6万の修繕費用必要だということもありますので、浄化槽との格差是正も含めて、修繕補助金の創設についても、今後もまた質問を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思うところがございます。次に先ほど申しました下水道行政の見直しの考え方について質問させていただきます。先月11月13日に役場建設課主催で下水道事業研修会が役場で開催され、私も参加させていただきました。講師は元福島県三春町の企画局長の方でありまして現在総務省の地方公営企業経営アドバイザーをされている方でございます。非常に興味深い講演で、これからの本町の下水道行政の在り方、下水道と合併浄化槽の格差是正の方向性について、参考となる話を聞かせていただきました。そこで、本町の下水道行政の見直しについてですが、本町で下水道事業の維持管理が年々増加し、人口減少による使用料収入の減少と相まって、将来的な財政負担の増大が懸念されています。一方国においては、人口減少地域を中心に、集合処理から個別処理への転換を含めた下水道行政全体の最適化を促す方針が示されています。本町においては、新たな公共下水道区域の設定は行われないというふうに思いますが、現状の集合処理区域において、更新時期の到来または年数が経過した区域において、老朽化の問題から、下水道施設の更新が必要な地区において、下水道の抜本的な見直しとして、集合処理方式から個別処理方式への段階的に転換する考えはあるか伺います。維持管理コスト、更新投資、利用者負担、国の補助制度などを総合的に判断して、現時点での町の方針を答弁していただきたいと思っております。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。下水道行政の見直しということで、御質問頂きました。改めてこれ私のほうからもお答えをさせていただければと思うんですが、かつて下水処理については、国の指導が、主には国の指導がやっぱりあったんだと思っております。集合処理方式にどんどん変えていこうということでこれは全国で広まったところがございますけれども、まさに、近いところでいうと埼玉の下水管の破損で一躍有名になりましたけれども、施設の老朽化が進むなどですね、多くの地域で、実は集合処理方式による下水道事業は大変厳しい経営状況に置かれているということが明らかになりつつあります。その厳しさは、まさに上水道事業以上とも言われておまして、本町においても、実際、上水道事業よりも3倍程度、下水道事業のほうが規模が大きいということもありますので、これからの厳しさというのはある意味想定できると思うんですが、そういった状況の中、実は国においてもこの集合処理方式による下水道事業については見直しの議論がされているところがございます。そういう中でですね我々もある意味同じ問題意識を持って今議員が御紹介頂いた11月13日に研修会を開催させていただきました。その中で、下水道の効率性を見る経営指標というのが、処理区内人口密度と有収水量密度とい

うことをごさいますて、その二つを見れば、採算ラインというのは、人口密度が1ヘクタールあたり40人、有収水量密度は年間の有収水量1ヘクタールあたり3,500m³との示唆があったところをごさいます。この、本町の10ある集合処理区域の中で、今申し上げた指標をクリアしているのは、唯一殿賀浄化センターのみというところをごさいますて、しかもこれ、これから人口減少がどんどん進むわけをごさいますけれども、今言った殿賀浄化センターも危ういというのが我々の今の判断というか、見通しをごさいます。加えて、老朽化の話をごさいます。本町の集合処理区は、最も古い処理区で供用開始から29年が経過しているところをごさいますので、これから本格的な更新時期を迎えようとしているところをごさいます。そういったもろもろの情報を踏まえますとですね、下水道事業の見直しというのやはり急ぎ、検討する必要があるというふうに思っているところをごさいますて、御指摘のような維持管理コスト、それから国の補助制度等を踏まえた分析というのは、これから行っていかなければならないと思っておりますのでまだ断言はできないところでありますけれども、集合処理から個別処理方式への見直しも視野に入れた、抜本的な見直しが必要になるのではないかとこのように感じているところをごさいます。現在は下水道ではなくてまずは上水道事業の見直しあるいは料金の改定に取り組んでいるところをごさいますので、そういったもろもろがある程度、ある程度見通しできたところで、できるだけ早い段階でこの下水道事業の在り方についても、地域住民や関連業者等と連携しながらですね、議論を進めていく必要があるというふうに思っているところをごさいます。以上をごさいます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、町長の答弁では、非常に感じるという答弁でしたのでそれが確信に変わるように、ぜひ早急に検討を進めていただきたいというふうに思うところをごさいます。この個別処理方式への見直しを行う段階において、先ほど申しました合併処理浄化槽への補助制度、格差是正については、もう一歩進んでくるのではないかとこのように思いますんで、そこらを上殿とか戸河内の農排とか大規模なところは別として井仁とか東区とか、そういった小さい区域での集合処理をされてる施設について、早急にこの個別処理方式への転換を求めるものをごさいます。新しい浄化槽のいろんな課題はあるとは思いますが、1基設置するならば100万程度やっぱり集合処理を莫大な投資をして、するよりは相当安価で、きれいな水が確保できるのではないかと思いますんで、これは町の方針として、集合処理方式から個別処理方式への転換を早急に図っていただきたいというふうに思うところをごさいます。この問題につきましては、次回の議会以降でもまた、いろんな見解を伺うと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。3点目の質問、公共用財産の維持管理についてをごさいます、加計からこちらへ来るのに、鵜渡瀬に住宅があるんですが、定住促進住宅、あそこ1軒が相当草まみれになっって、住居者の責任だと思んですが、その辺の状況等について、課長の答弁をお願いします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。御指摘を頂きました鵜渡瀬の住宅をごさいます、こちら庭の敷地内の草木、草ですか、非常に繁茂しているところです。そちらにつきましてはやはり鵜渡瀬につきましては、共用部施設、共用部分がないので、あちらはもう全て借主の方の管理する範囲となります。例えば上堀、堀団地なんかでありますと共用部分がありますので物置の、共用の物置があったりしますのでそちらについては町で管理いたしまして、施設内道路も町で管理いたしまして個人の部分は個人ということなんで、鵜

渡瀬のほうはもう全て個人の対応になります。以前にもですねこちらのほうは1度、1度ではないんですけど指導を行いまして、1度はすごくきれいになったわけじゃないんですけど少しやっただきました。ですけどまた再繁茂をしております、ちょっと時期的ではあるんですけど、今やっぱ葉っぱが落ちる時期なので少し落ちついておりますけど、こちら再度今指導を行っているところです。なので今後はちょっと強く、隣の警察の官舎のほうにもうつるような状況でもありますので、強く指導していきたいと思っております。はい。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、たまたま目立ったところなんでも言わせていただきましたんで、今後とも指導を徹底していただきたい。それと1点、あまり個人がしないようであれば、町が代執行か何かをして費用請求を個人にするというような方法も一つあるんじゃないかと思えますんで、そのへんの検討もお願いしたいと思います。それとこの草刈りの問題を言うのは公共施設、役場の庁舎もそうですし、いろんな公共施設の草刈りとかその辺が少し回数とかいうのは少なくなってるんだと。この庁舎の屋上なんかにしても相当草木が生えとるという状況でございますんで、職員がやろうと思ってもなかなか忙しいという状況もありますんで、そこら総務課のほうで、少しでも予算をつけて、年1回ぐらい草刈りができるような予算措置の可能性はどんなでしょうか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

現在、草刈りの業務につきましては、年2回を基本として、シルバー人材センターなどへ委託して実施をしておりますのでございます。また一部軽微な草刈り等については、職員が対応、応急的に対応しているといった現状でございます。今後予算の配分につきましては現状を今一度確認しまして、実施の必要性や優先順位等を考慮して、適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。年2回ちょっと刈っとるように思えんともあるんですが、草だらけになるとちょっとみすばらしいので、できるだけ公共施設きれいにしとっていただきたいというふうに思うところでございます。それと公共施設については今公共施設の総合管理計画で、見直しをされておるところでございますが、その管理計画で存続と決定した財産について、相当修繕をする必要がある施設がたくさんあります。その辺の修繕計画について、今後の見込みはどうでしょうか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。令和7年度におきまして個別施設計画の見直しを実施しておりますのでございます。各施設の所管課とのヒアリングを実施しまして、6月から10月にヒアリングを実施してまいりましたが、その中で所管課が施設情報として個別施設のカルテに老朽化度合いといったものを記載してもらっています。そこで、老朽化度合いでありますとか修繕の必要な箇所等の情報を、現在、総務課で把握をしておりますのでございます。現時点におきましては、個別施設ごとのそういった情報の把握にとどまっておりますのでございますが、今後の計画的な改修につきましては、検討する必要があると考え

ておるところです。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、施設の老朽化の状況については調査をしておるといふ答弁でございましたので、その老朽化の状況についてまた議会とも一緒に情報共有をしていただきたいというふうに思うところでございます。加計の川・森・文化・交流センターとか役場議場の役場3階の雨漏り、相当ひどい状況が続いておりますので、そこらは早急に修繕計画を立てて修繕を実施しないと、どんどんどんどん状況が悪くなっていくような状況になろうと思っておりますので、一定額を決めて毎年度修繕を実施する計画はございませんか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改修がなかなか進んでないという議員の御指摘ございました。正直申し上げますと現状抱えてる公共施設がですね必ずしも十分に維持管理できていないというのは我々も自覚をしているところでございまして、ただ残念ながら、現状の財政状況ではですね、議員御指摘のようなレベルで、やはり維持改修ができないということは、そろそろ町民の皆様にも御理解を頂かなければいけない時期に来ているのではないかなということも感じているところでございます。そういう思いもありまして、今回、個別の施設計画については見直しをさせていただいて、本当に維持しなければならないものとそうでないものをやっぱり明確にしていく必要があるという前提で取り組んできたところでございます。やはりこういう話でございまして、町民の皆様にはですね、これまで当たり前であったものでもやっぱり使わないものは、我慢をさせていただくということもお願いをしていかなければいけないですし、逆に残したいものについて、行政のみならず、その維持を町民の皆様にもですねある意味御負担頂くようなこともやっぱり考えていくあるいはお願いをしていくことも、必要なのではないかなというふうに思っているところでございます。その上で、維持管理を決定した施設については、令和8年度以降、老朽化等による大規模修繕の必要性や実施事業、所管課と改めて確認調整を行い、いわゆる維持改修を進めていく必要があるというふうには思っているところでございます。その際には、改修計画ですね、議員御指摘のような計画というのを策定するというのもまた、有効な手段ではないかと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。早期に修繕を行えば、まだまだもつ施設も、あろうかと思っておりますので、そのへんは思い切って町内の主要施設どうしても残さなくてはならない施設として判断をさせてもらって、早急な改善を望むものでございます。4点目のしつこいように聞くんですが、学校給食費の無償化について質問させていただきたいと思っております。先般の自民、日本維新の会、公明党の3党は、2026年4月から実施を目指す小学校の給食無償化をめぐる、公立小を対象とし、保護者の所得にかかわらず一律で支援する案を軸に検討に入った。自治体に対して予算補助する形式が現在浮上しているというようなニュースが出てるところでございます。この小学校の給食費の無償化の方向を踏まえて、自治体の負担は、主に中学校の給食費に限定されます。そこで質問です。小学校の給食費の国による無償化の見通しを踏まえ、町は中学校給食費の無償化を同時に実施する考えはございませんでしょうか。教育委員会の答弁

でも結構ですし、町長の答弁でも結構です。お願いします。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。それでは給食費の無償化についての御質問でございました。まずは教育委員会のほうからですね、答弁をさせていただきたいと思えます。まずこの給食費の大前提というところについてですね、これ町民さんも御存じない方もたくさんいらっしゃいますので、ちょっとこの前提をお話をさせていただきたいと思えます。給食費につきましては、まず給食調理員の人件費だとか、光熱水費、原材料費ですね、食材費とか、運搬経費、そういったものがござります。しかし、給食費として求めるのは、いわゆる材料費、食材費ですね、これ費目上と言いますと、賄材料費というふうに呼んでおりますけれども、こちらの部分を給食費で割戻して納めていただいているという実情でござります。本町なんですけれども、実際この令和7年度の予算上で申し上げますと、給食調理場の総経費が8千約400万円かかっております。一方、この材料費、このうちですね、8,400万のうち、材料費が、予算計上分で約3千万円。給食費として見込んでいる歳入金額でござりますが、これが2千万ということはこの当初予算では編成をさせていただいているような状況でござります。今、説明したとおりですね、実際には1千万円のひらきがあって、その部分については、実際町のほうで負担してると、そういった実情でござります。また給食費の単価設定につきましては、ここ最近の物価高騰というのがござりますから当然、給食費の引上げというところは全国の自治体でも考えられてる部分だと思うんですけども、この部分につきましては、平成28年度に増額改定を行って以来ですね、本町では、保護者負担をとどめるといって行っていないというのが現状の今の町の実情でござります。その中でですね、今議員から申出ありました中学校の給食費の無償化、独自で実施する考えはあるかということでございます。給食費の無償化についてでございます。先ほど議員からお話がありましたとおり、政府のほうではですね、検討が始まっているという状況でござりますけれども、これもニュースでありましたとおり3党の協議の中で、自治体負担を求めるといような話も少し出てきてる。そうした混迷をしているという状況の中で、給食費の無償化につきましては、実際現場サイドで、国から何も情報が得られてない、文科のほうからも何も情報がおきてきてないと、こういったような状況でございます。国が給食費の無償化するということはですね、当然財政負担を国のほうが行うというふうに決定してもらわない限りですね、町としては、その給食費を全てを町民全体で御負担頂くということになります。そういったことからですね、我々としては先ほどのことも踏まえながらですね、この完全無償化につきましては国の決定を待つべきものではないかなというふうに考えているところでございます。なお中学校の給食費、現在ではですね、1食当たり309円で給食費を徴収させていただいております。年間歳入見込みで申しますと、これ600万円程度になります。ただ先ほど申し上げましたとおり、給食費の引上げを行っていないというような実情もござります。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、大分理解いたしました。財源的な問題が大きな課題であろうと思えますが、先ほど申しました全国の例を見ると昨年からは、給食費の無償化等について県内でもぼちぼち市町で無償化を実現している市町があるようでございまして、短期的に実施しておる町も重点支援地方交付金等を活用して、実施してる自治体もありますんで、安芸太田町も令和7年度補正予算で、何千万か、その支援交

付金がされますので、小学校がもし無償化されるということであれば、この機会にあわせて中学校の無償化についても、町の財源でその交付金等を活用して、実施できたらというふうに思うところがございます。それと給食費の無償化については、目的はやはり子育て支援であるとか定住促進が大きな目的でございますが、以前の答弁で、町長は、給食費の無償化とか保育料の第一子の無償化については、その定住促進とか子育て支援等々の施策の人口増の起爆剤にはなかなかかなり得ないんじゃないかという答弁がございました。そこで問いますが、町長として、人口減少、若い世代が減っている状況の中で、起爆剤とまで言いませんが、これが肝なんだという施策がありましたら答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて人口減少への対応というか、起爆剂的な施策ということで御質問頂きました。確かに給食費の無償化あるいは保育料の完全無償化というのは私としてはあまりなじまないのではないかと、あるいは成果が結びつきにくいのではないかとというのは、以前も御答弁させていただいたことがありました。確かにちょっと調べさせていただいて、県内では大竹市が令和5年度、それから安芸高田市が令和6年度から実はそれぞれ給食費の無償化をされておられますが、これ実際にこれをもって子どもさんあるいは家族連れが顕著に増えたというデータはやっぱりありません。そういった意味では、またあるいは保育料の無償化については他市町のデータまで調べておりませんが、これは前も申し上げました早くから本町はですね、第2子以降の保育料の無償化は実施をしておりますが、それを目当てに移住を進めたという事例確認できておりませんし、大変申し訳ないんですが私自身も移住するまで、そういう制度があるというのは承知しておりませんでした。そういった意味でも、こういった施策、あまり今申し上げた、もちろん子育て世帯にとってはですね、ありがたい施策とは思いますが、それが移住定住のきっかけになるとは今でも思っていないところがございます。それではどういう施策があるのかということでございますが、私としては従来からお話をしておりますとおり、本町でしか体験できない取組を探して、それをアピールしていくということで、やはり本町独自性を発揮するべきではないかなというふうに思っております。その一つが、実は、本町ならではの自然を活かした森のようちえん構想ですね。これが特にここ最近、動き始めておまして、実際に今年、県の自然保育の認証制度を取得すべく動いているところがございます。これが、実は取得できたとすれば、今4園所あるわけでございます。たとえ仮に全ての4園所でこれ取得できたということになれば、県内の自治体で全ての園所がこういう自然保育の認証を受けたという事例はありませんので、ある意味、こういった子育てをいい環境で進めたいなと思っておられる若い世代にはですねアピールするよい政策ではないかなというふうに思っているところでございまして、そういう取組をやはり我々としては、探し出して力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。なかなかどの自治体もですね、この移住定住の効果的な施策を探している段階でございますので、もしかすると、できることは何でもやってみるべきではないかという御意見かもしれませんが、先ほどからのお話のとおり、財政的に余裕のない、あるいは、それこそ老朽化対策などもしっかりやらなければいけない本町としてはですね、やはりできる限り有効な、財政を投入すべきところをやっぱり見極めながら、取組を進めるべきではないかと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい若い世代が定住したり、子どもさんができたりというのはやっぱり一つの施策だけで実現でき

るものではないのではないかというふうに思います。いろんな施策が総合的に絡み合っ、あの町は子育てがしやすいという状況が生まれてちょっと評判になるとか、そういうことが非常に重要でないかと思ひますんで、安芸太田町先ほどもありましたが10人しか生まれないう自治体になっておりますんで、子どもたちに集中的に投資をするということは時限的に実施してでも可能ではないかと思ひますんで、ぜひ安芸太田町の子どもたちが増加するよな、施策の転換と申しますか、安芸太田町に行けば、子育てが非常にしやすいよというよな評判が全国に広まるよな施策の転換を望むところでございます。5点目で、令和7年度8年度以降の財政運営について、ちょっとぼやとした質問なんです、令和8年度の安芸太田町の予算編成方針及び地方交付税等の見込みについて質問をいたします。まず最初に伺ひます。本町では人口減少と高齢化が急速に進行し、社会保障費の増大や公共施設の維持管理費の増加など、財政運営における構造的な課題がますます顕在化している状況です。令和8年度予算編成にあたり、町として基本方針を掲げ、1、人口減少の抑制、その中に六つの基本方針がございます。2点目に人づくりの推進。小項目で四つの重点項目。3点目がDXの推進。小項目として三つの重点項目を掲げられておりますが、たくさんの事業が掲げられておるんですが、令和8年度、道の駅の再整備であるとか、そういった大型の公共事業は別として、町として、令和8年度当初予算に重点的に予算を配分して、取り組む施策として、代表的なものがあれば答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。令和8年度の予算の中で、確かに道の駅これ大きな位置づけを占めていると思っております。それ以外の大きな施策ということでございますがこれまさに今、予算編成をしているところでございますので、私としても今の段階ではむしろ各課のそれぞれの創意工夫というのを待ってる状況でございます。そういった意味では繰り返しになりますけれども、今の現状でいうと、それこそ総合ビジョンに掲げさせていただいた三つの重点方針、具体的な12の施策、その中に入るものというのを私としては重点的に力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。個別の事業についてはですね、今後の予算編成の中で改めて少し検討させていただきたいと思ってるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。3つの具体的な重点項目と12の推進項目ですが、やはり数が多くなってくると網羅的な予算になってまいりますんで、橋本町政として、ぜひこの事業だけは確実に推進したいんだという目玉政策を掲げるよな予算編成にさせていただきたいというふうに思うところでございます。次に歳入の根幹であります地方交付税について伺ひます。令和7年度は5年に1度の国勢調査の年でした。安芸太田町として、5年前と比較して人口は減少していると思ひます。人口の動態は地方交付税に大きく影響をすると思ひます。そこで伺ひます。令和8年度の地方交付税について、現時点ではどのような見込みを立てているか。令和7年度当初予算と比較して増減がどの程度になると算定していますか。3点目人口減少の進行に伴う基準財政需要額の減少が予想される中、町として財源確保にどう取り組んでいくのか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

郷田総務課主幹。

○郷田亮総務課主幹

はい、地方交付税の推移の見込みといったところで御質問頂きました。まずですね地方交付税についてなんですけれども、こちらにつきましては、国が徴収した所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び、地方法人税が財源となっております。地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、一定の合理的な基準によって再配分する、言わば、国が地方に代わって徴収する地方税となっております、その94%が普通交付税、6%が特別交付税として各地方公共団体に交付されるものでございます。令和7年度の普通交付税の見込みにつきましては、当初人口減少の影響もあり、昨年度よりも交付額は減少すると想定しておりました。しかし、国税収入の増加を背景に臨時経済対策費や給与改定費などの増額の動きもあります。昨年度と同額は確保できると現在は見込んでいるところでございます。あわせて特別交付税につきましては、まだちょっと算定結果出ておりませんが、これらの国の動向によりまして、昨年度同等額が交付されることを現在期待しているところでございます。令和8年度以降の状況につきましては、令和7年度の実施しました国勢調査の人口が反映することになります。これであれば、通常減少を見込むところでございます。しかしながら引き続き物価高に比例しまして国の税収は賃上げや好調な企業収益を背景としまして増収も見込まれているため、令和8年度はさらに微増すると予測しているところでございます。しかしながら人口減少も段階的に反映されることがありますので、令和9年度以降は緩やかではあるものの、年々微減していくものと推測をしているところでございます。現在改定作業を進めております次期中期財政運営方針につきましてはこうした動向を織り込んで作業にあたっているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい国勢調査の人口は減少するであろうという見込みですが、地方交付税については、臨時交付金等も含めて大幅な減は予想してないという状況と答弁頂きました。そうするとここ数年間は現レベルの地方交付税が維持できるというふうに見込める部分もあろうかと思えますので、現在の地方交付税が見込めるときに、先ほど申しました、老朽化施設の修繕でありますとか、そういった課題について早急に対応を望むところでございます。今後の基金残高についても、今年度6億余りの基金取崩しの状況で、果たして決算で、令和6年度は1億円の取崩しで済みましたが、令和7年度どれぐらいになるか、非常に興味深いところでございますが、相当大幅な取崩しも見込めるところでございますが、その辺ができるだけ基金を使わないような財政運営に努めていただきたいというふうに思うところでございます。全然関係ないと言っちゃなんですけど令和8年度予算について問うておりますので以前聞きました滝山川の右岸側の樹木の繁茂相当ひどいんで、右岸側は今、町が河川占用を受けて、町が管理する責任があるというところで、国土交通省へ返還するとかいうことについても検討するという加計支所長及び参事の答弁でございましたが、その辺の検討状況について答弁を求めます。

○中本正廣議長

児玉加計支所長。

○児玉裕子加計支所長

はい、滝山川のことについてでございますが、滝山川の占用許可部分の扱いについては、9月議会で、議会後にですね、早速宇田参事とともに河川事務所に向かいまして今後について協議をしてまいったところでございます。河川事務所内においても、地元を含め町で管理していくのは、他市町の状況と同じで、難しいとの判断を頂いているところでございます。来年度以降の占用許可申請のうち、右岸側の範囲を削除する方向で確認をしておるところでございます。それに伴い、既に実態のない滝

山川ふるさと水辺の会の解散についても、関係各位へその旨お伝えして文書通知をもって了解を得ているところでございます。なお河川内草木繁茂の伐採については、引き続き国へ要望してまいりたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。町の管理だから町が全部伐採して返せと言われんかっただけよかったんじゃないかと思えます。今後は国土交通省のほうへ太田川の河川整備計画もありますんで、そこらとセットで繁茂した樹木の撤去について強力に要望をしていただきたいというふうに思いますし、議員としても、そういった働きを随時つとめてまいりたいというふうに思います。最後の質問に移ります。令和7年度補正の重点支援地方交付金について質問します。国は物価高騰対策や地域活性化、子育て支援、デジタル、脱炭素など、地域の実情に応じた取組を後押しするため、重点支援地方交付金を予算化します。本町としても、この交付金の効果的かつ即効性のある事業に活用することが求められています。そこで伺います。安芸太田町への交付金の措置額の大体の見込みが分かれば、それが1点。それと、町として重点支援地方交付金などの分野に重点的に活用しようとしているのか、現時点での基本方針をお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御指摘のように今政府のほうでも、審議をさせていただいております補正予算、その中で御指摘の重点支援地方交付金も含めたですね、補正予算が審議されているところでございます。まだ正確な額の確定あるいは連絡ありませんけれども、現時点の想定で、重点支援交付金として各市町に交付される額というのは、昨年度の物価高騰対策交付金の3倍程度になるというふうに聞いているところでございます。その場合、本町は1億2千万円程度になる見込みでございます。その中で実はもう既に使い方として決まっているのはですね、物価高騰対応子育て応援手当というのを、18歳以下の子ども1人あたり一律2万円の給付というのが、これは金額も制度も明示されておりまして、これについてはできるだけ早く対応ができるように、とはいえ残念ながらなかなか年内交付は難しいというのが状況でございますけれども、とにかく早めに実施できるよう今準備を進めているところでございます。ということでそれ以外の重点支援地方交付金の活用についてはですね、本町においては早く政府からは早く予算化せよと言われておりますけれどもやはり最も効果的な対策をやっぱり進めていきたいということで今、知恵を絞っている最中でございます。現段階で具体的なメニューをお示しする段階ではないというところでございます。ただスピード感を持って持ちながら、一方で、この前の反省もでございます。事務手続には遺漏のないように準備を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はいこの重点交付金については普通枠と特別枠というのがあるみたいでございまして、特別枠については世間で噂になっとなお米券の配布について、検討してる自治体があるということでございますし、国としてお米券を配布しなさいというような方針を出すようなことを考えていますが、町長としてお米券を出す気はありますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御指摘のように、国のほうから推奨メニューとして例示がある中で、お米券の配布というのでも盛り込まれてるのは承知しております。ただ、本町においては、お米を作って自分で食べておられる方も結構おられるものですから、ある意味利用先を米に限定する配り方というのは避けたほうがよいのではないかと、現時点では考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。特別枠の子育て2万円については、ホームページにも既にもう早急な事務手続に入りたいと思いますという記載がありましたので、迅速な対応をよしとしてるところでございます。このメニューについては、昨年もあったんですが、どういったメニューに使用するかというのがなかなか議会のほうでも情報提供、聞かなかつたのが悪いのかもしれないんですが、少し情報共有して、こういった分野に使ったらどうかという、少しは議会として意見を言わせていただければというふうな気持ちもしますんで、その辺の方の検討をお願いしたいというところでございます。とにかく1億2千万余り相当大きな金額でございますので、子育て支援を中心に重点的な施策に使用できるように、活用を考えていただきたいというふうに思うところでございます。以上で私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で9番小島俊二議員の一般質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。5番末田健治議員。

○末田健治議員

5番末田でございます。ちょっと声がいいんですけども、お聞き苦しいと思います。ただ、一応検査をしまして、インフルエンザではございません。安心をしてください。それで私は一般質問については2題通告をしております。一問一答方式において質問させていただきたいと思います。まず1番目は、地域計画の推進についてであります。地域計画は地域の発展や土地利用、公共施設の整備を目的とした法定計画であり、令和5年4月に法定化されております。その制度に基づく計画策定は、地域の将来像を明確にするための重要な手段でございます。そして、地域計画の定義は次のように示されております。地域計画とは、特定の地域における土地利用や公共施設の整備、環境保全などを計画するもので、通常は5年から10年間の期間を見据えて策定されます。この計画は、地域の特性やニーズに基づいて、住民や関係者の意見を反映させながら作成されるものと承知をしております。安芸太田町は令和7年3月に本地域計画を策定され、目標年度は令和12年とされており、5か年計画ということになります。同計画のうち、坪野から津浪地区の計画についての策定状況を見ますと、1番目に地域農業の現状及び課題について、農業者の平均年齢は78.3歳と高齢化が進み、遊休農地のさらなる増加が懸念をされる。持続的に農地の利用を図りながら、地域の活性化を進めるために、既存経営体への農地集積を促進しつつ、地域住民などを交え、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築は喫緊の課題であると分析されています。2つ目に当地区の将来の在り方について示されておりますが、地域

の特産物である軟弱野菜について、農地の集積集約化とあわせ、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティ活性化のため、担い手への農地集約化を配慮しつつ、農業を担う者への農地再配分を進めることができるように、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって、農地を利用していく体制の向上を図るとあります。以上を前提にこれから質問に入りますけれども、当地区の水田面積ですね、40.8、畑20.7ha、規模縮小傾向の農地面積が1.9ha、ここが問題ですけれども、今後農業を担う者が引き受ける意向面積は0、区域内における85歳以上の農業者の農地面積が35.1ha、後継者不在の農業者の農地面積の合計が0.1haとありますが、質問でございます。今後農業を担う者が引き受ける意向面積0ha、85歳以上の農業者の農地面積が35.1ha、後継者不在の農地面積の合計が2.1haについて、今後どのような対策を考えておられますか。あるいはどのような対策が考えられますか、まず伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。安芸太田町内、10の地域を区分けをいたしまして、10箇所の地域計画を策定をいたしました。そのうちの一つ、津浪坪野地区の地域計画について、先ほど、具体的な質問がありましたのでお答えをさせていただきます。地域計画は、農業の担い手は地域の方々と話し合いながら、10年後どのように農地を利用していくのか、将来の方向性を示す計画です。広島県では、現状の数値を落とし込み、今後順次更新をしていく方法をとっているところでございます。現状、後継者不足の農地も多く見受けられる中、全ての農地を維持していくのは難しいと考えられます。まずはどの農地を維持するのか、どの農地の後継者を探す必要があるのか、地域計画では明確化された情報からさらに踏み込んだ整理をし、具体化する必要があると考えているところでございます。守るべき農地につきましては、既存の経営体の規模拡大に対する支援ができるかどうか、さらに、新規就農者の募集や担い手を探す支援に取り組みたいと考えているところでございます。また、既に集落営農団体がある地域については、法人化の提案をしたいと考えているところでございます。法人化することでの、機械利用の効率化が可能になり、オペレーターの不安などが解消され、より継続的な農地活用が可能になると考えるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。維持すべき農地、あるいは耕作が難しいという農地、それを分けた上で、新規就農であるとか、規模拡大を図っていくという答弁であったように思います。2番目の質問に移りますけれども、既存経営体の農地利用集積を図るとありますが、農地の条件が不利な中で、農地利用集積についてどのような手法で進められようと考えておりますか、伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。既存経営体の農地利用集積を図るとの記述がございます。農地の条件の不利な中で、農地利用集積をどのような手法で進めるかという御質問でございました。条件が不利な地域での農地利用集積は非常に困難な課題と考えております。傾斜地、狭小地などでは、作業効率が上がりにくく、メリットが小さいため、まずは、現在も継続して作付けしてある農地を中心に、既存の経営体で農地の集積を進めていきたいと考えています。また、町では、令和6年度より独自小規模出荷農業者認定制度を実施しております。家庭菜園より少し大きな規模で営農し、産直市などへの出荷をされる方を新たに担い手として増やしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい農地利用集積については、既存の経営体、経営を続けておられる方に、それを集積をしていくということだろうと思うんですが、私はなかなかそれは難しいのではないかなというふうに思っているんですが、3番目に農地の再配分により、地域と担い手が一体となって、農地を利用していく体制の構築を図るとありますが、問2の質問と同じように、これはなかなか現実的ではないと思うんですけども、その辺の見解を伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。農地の再配分に関する御質問でございました。農地の再配分は、まとまりの農地に集約し、担い手に貸し付けることでございますが、国が進める農地の再配分は、自ら農地を貸し出せるかどうかは、非常にハードルが高い取組だと考えているところでございます。したがって、地域と担い手の連携は不可欠です。高齢化が進み、耕作放棄地の増加が懸念される中、実務者レベルで話し合いが進められるよう、継続して協議の場を設けたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。次の質問にいきますけども、以上のことからですね、安芸太田町の令和12年度までの計画期間中の地域計画は、私から言えば実態を踏まえた計画とは言えないと。実情は、作付ができないと思われる面積が増えるかと予測されます。荒廃地が増えることは、有害鳥獣の出没を加速し、地域の疲弊につながります。具体的にこのような対策についてはどのように取り組まれようとしているのか伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

今後の地域計画の実態を含めた御質問でございました。先ほどもありましたように、区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計というのを0haというふうにしております。今回の地域計画につきましては、現状をあらわしたものになっておりまして、今後、農業のほうを進めたい、特に活力生など、広く農地のほうをですね、また集約して今後も経営を伸ばしていきたいという思いはあってもですね、実際のところ、する農地が確定をしております。そういった関係から、0haというふうにしておるところでございます。10年後のあるべき姿とは乖離が見られるかもしれません。しかしながら、津浪地域におきましても、Uターンの御家族が農業を始められたという話もお聞きしてるところです。新規就農への取組も継続していくとともに、今は守る農地を整理し、地域で話し合いを進めながら次の世代へバトンを渡す準備の時期と考えているところでございます。有害鳥獣対策につきましては、地域での取組が不可欠となります。引き続き、電気柵の設置や遠隔講習会など支援を行ってまいります。中山間地域等直接支払交付金も、今年度から第6期が始まりました。農地の維持管理、有害鳥獣対策など、活用していただきたいと考えているところでございます。中山間地域等直接支払制度において、農地の維持管理に努めていただいておりますが、その条件として、いつでも耕作できる状態とすることになっているところでございます。現在は休耕田に対する維持管理で交付対象となっているものの、今後耕作しているものしか対象としないなど、いつ国が方針転換するか分かりません。その意味でも、今後どのようにしていくか、皆様にお聞きしながら地域計画目的の達成に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長
末田議員。

○末田健治議員

はい。一言で言えば、地域で話し合って、次の世代につないでいく。確かに一部においてはですね、担い手がUターンで担い手が確保できたというふうな実態もございますが、それはほんの一部であって、全体としては、一向にその方向性が見いだせない、こういう状態であろうというふうに思うんですね。そこで、次の質問に移りますが、11月、本年ですね、11月12日付の農業新聞において、自治体に自治体農政に寄り添えとしての記事がございます。鈴木農水大臣は、同計画は机上の空論として、農水省職員が現地に出向いて改善する方針をとということが書かれてありました。農水省トップにしてこのような受け止めですから、基礎自治体においては、言わずもがなという状態であろうというふうに思います。最後に町長から、今後の地域計画を着実に進める方針についての考え方について町長のほうから伺います。

○中本正廣議長
橋本町長。

○橋本博明町長

はい。末田議員より大変難しい課題について、御質問頂きました。改めて先ほどの新聞記事、私も見させていただきました。全国の地域計画というのは18,894地区あると聞いておりますが、その中で実際に将来の受け手に集約化できた割合というのは、全体の11%というふうに伺っております。改めて本町のみならず全国的にもこの地域計画の作成大変難しい課題だと、多くの自治体が受け止めてるんだらうなというふうに思っているところでございます。だからこそ本町においては議員も御指摘あったように、10年後の将来の見通しというよりはですね、とにかく現状をベースにした地図をつくるというところにとどまっているわけでございます。引き続きこの問題については、将来の農地の在り方について話をさせていただかなければいけないと思っておりますし、そのきっかけに、今回の協議がなっていればなというふうに思っているところでございます。そういった意味では、改めてこれ、課長からも話をしました地域計画は継続的に見直すものだというふうに思っておりますので、そういった意味で、本来の在り方であります10年後の将来を見通したですね、地域計画になるように、今後も協議を続けていきたいと思っております。その上で、あえて、農水大臣もですね、地域の農政に寄り添っていないと評価をされておられますのであえて申し上げます。記事の中には成功例として紫波町の事例が書いてありました。実は紫波町を私も視察行ったことございます。それは公民連携の関係で、実は伺ったんですが、同時に、当時視察に伺ったときにもですねこの紫波町の基幹産業は農業であるというお話もお聞きしましたし、確かに地勢的にもですね、盆地のど真ん中でございまして、農業大変しやすい、そういうところでございましたのを改めて思い出したところでございまして、そういう地域であればこそ、担当職員の皆さんもですね、大変な努力をされて基幹産業何とか守らなきゃいけないということで、計画策定も行われたんだと思います。そのことは我々も見習わなければならないと思っておりますが、ある意味、紫波町のようにですね、恐らくは農業で専門で食べていける方がたくさんおられる。農業で生計をたてておられる方々がたくさんおられる地域と、本町のようにそもそも受け手が限定されているあるいは農業で食べていく方が本当に少ない地域で同じように地域計画を作れと言われるのは少しいかがなものかと。それこそ、農水省さんのほうでですね、作られた机上の空論ではないかという気持ちが少ししているところでございまして、開きなおるわけではないんですが、改めて、地域計画そうはいっても、引き続き将来にわたってですね、農業を続けていく、あるいは農地を確保するという意味では大変重要な取組だと思っておりますので、引き続き、協議を続けていきたいと思っておりますが、何よりも本町の場合はとにかく新規就農者ですとか、独自の小規模認定者、要は受け手をまず増やすということが、何よりも重要な取組だと思っております。そういった意味で、小規模農家の支援なども進めさせていただいておりますし、たまたま本町の場合には、

道の駅の再整備を2年後に控えておりました、そこで扱う産直市の野菜をとにかく作っていかねばいけないという流れとも合致をしておりますので、そういう計画策定も重要でございますが、まず農業の担い手をとにかく増やさせていただくということに注力をさせていただきたいというふうに思っておりますし、その中で、改めて本町において継続可能な農業の在り方ということも確立をしていくということが重要ではないかなというふうに思っているところでございます。改めて、そういった繰り返しになりますが、担い手を増やすところを、注力させていただきながら、その中でそういった受け手が増えていくことで、地域計画についてもより実効性のあるものにしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。町長のほうから答弁を頂きましたが、私がこの地域計画の質問をさせていただいた主旨はですね、それは様々現場においてはですね、地域計画によって様々いろんなその施策を一生懸命考えられているということは私も承知をしておりますけども、要は今後の安芸太田町の農業の現状について、本当に担い手がなくなるという大きな不安がございます。同時にそのことは荒廃が進むということでもありますので、つまり安芸太田町の農業の現状というのは、圃場整備率が確か20%に満たないのではないかなと思うんですけども、産業課長がうん、返事はせんかったですが、20%そこそこだと思うんですけど、そういう状態の中で見ますと、平野部で条件のいいところで、本当に農地を集積をして、できるという条件のあるところは本当に限られておるわけですから、あくまでも、国土を守るという観点から、その地域計画もですね考えてもらいたいなというふうに思うわけで、同時に、そのことは、行政だけで絶対にできることではないですよ。あくまでも地域と連携をした上で、本当にこの田んぼはどうする、この畑をどうするという一筆ごとに真剣な議論が必要じゃないかなというふうに思うんです。そこで、そこでですよ、安芸太田町の農地を守るための体制の整備を私は図っていただきたい。つまり、現状においては農業の担当者は、恐らく1人しかおられないんだと思うんですが、それを将来的には、安芸太田町の農地を守る観点から、増員をしていただいて、そしてその地域計画もまさに着実に進むように、地域と一体となって、職員が進めていく体制を進める。そうしないとですね、現状の体制では、いくらやろうとしても、目の前の中山間地の事務処理に追われて、実際はできないと思うんですよ。その上で地域に出なさいというたら、バンクする状態になります。ですから、安芸太田町の農地を守る、山林も当然必要なんですが、そのためにこそ、農地をしっかり守っていくことが、安芸太田町のこの農地を守り地域を守り、そして持続可能な地域づくりということにつながっていくと思いますんで、再度その辺の担当者を増員してでも、進めるべきだというふうに私は思っておりますので、再度町長の見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めての御質問頂きました。今の現状でいうと農業の担当というか、係長の下2人の職員がついております。そういった意味では農地のラインは補佐以下3名の職員がそれぞれ担当して仕事をしてるところではございますが、逆にそれで十分かといえば今御指摘のとおり、目の前のそれぞれの仕事で大変いっぱいいっぱいということも私なりに認識をしているところでございます。そういう中で、先ほどの答弁というのはどちらかというと、少し誤解があるかもしれませんが、農地を守ること以前に、町の中で食べていける農業の確立をしていく必要があると。あるいはそうやって、ある程度、生計を立てていただける農業がそもそも本町の中で確立できないと、農地そのものも、結果的には守っていけないのではないかなという趣旨の少し発言だったように思っております。それはそれでやはり、重要な考え方とは思いますが、改めて、今、議員御指摘の、逆に国土を守るという観

点からの農地の保全という考え方もあるというのを改めて少し受け止めさせていただいたところでございます。どういう形でそれを両立をさせていくのか、大変難しい問題ではあると思いますけれども、恐らく、その農地というか国土を守るということであると恐らくは産業観光課のみのお話じゃなくなってくると思っておりますので、少しちょっと大きな議論になると思っております。今すぐこれでどうかという話ができないところではございますが、少しお時間を頂いて、考えていきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。町長のほうから答弁ありましたが、いずれにしてもですね、地域計画を、そうは言いましても計画があるわけですから、それを着実に進めていく。そのためにはやはり地域に出向いて、地域の皆さん方と一緒に考えるということの手順を踏んだ上で、着実な地域計画の実現、その中でどうしても見直しが必要な部分については見直し作業しながら進めていただきたい、いうふうなことを申し上げて、1番目の質問は終わりたいと思います。2番目です。森林環境譲与税と今後の林業振興についてでございます。森林整備のために財源を確保するために創設された制度でございます。令和元年度から市町村に対して、私有林人工林面積や、林業就業者数に基づいて譲与され、主に間伐や人材育成、木材利用の促進に充てられております。令和5年度には、国の総額で500億円が譲与され、市町村と都道府県の取組が、進展をしているわけでございます。安芸太田町の森林環境譲与税の取扱いについては、令和6年度の交付額は7,126万8千円です。この税は間伐や人材育成、木材利用の促進、森林整備に関する費用に充てられております。そこで質問でございますが、安芸太田町の譲与税活用の戦略について、まず1点目伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、森林環境譲与税の戦略につきまして御質問がありました。森林環境譲与税の制度が開始し、その使途は法令で定められ、市町が行う森林の間伐や、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっています。本町は森林経営管理法により、手をつけていない森林を森林所有者から町に経営権を移行し、間伐などの施業を実施することにより、災害に強い森林をつくるため、令和2年度から意向調査を開始し、現況調査を経て、町が間伐を実施しています。また、森林施業の担い手の育成や定住促進といった観点から、自伐型林業に着目し、研修会を通じて、林業従事者の受入れ支援を行っています。また、山林の倒木による住宅を守る観点から、被害木、危険木の伐倒補助、さらに木材の普及を兼ねて、学校の机や椅子を中心とした、木製品の整備などを実施しております。目指す姿として、森林の適正な管理整備を通じて、国土の保全や防災、水源涵養といった公益的機能の維持強化を図り、持続可能な森林と生活の安定に貢献することです。戦略といたしまして、放置されている森林の災害を引き起こさない対策や、林業従事者を増やして森林整備を加速させることで事業を推進をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。戦略については分かりました。次にですね森林環境譲与税を活用したこれまでの年度別の重立ったものですね、重立った事業量、事業費についてお知らせください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。森林環境譲与税を活用した、年度別事業量、事業費につきまして、令和4年度からまとめましたので、お答えをさせていただきます。令和4年度の事業量として、所有者から経営権を移行して間伐を実施した森林は17.11haで、事業費は695万2千円。自伐林家などの担い手育成のための講習会委託が642万4千円。森林作業路整備補助が5件で1,196mの整備を行い、事業費は239万2千円。木製品の整備として、85万8千円。危険木伐採の補助9件で193万8千円。その他といたしまして木質バイオマスイエネルギー利用調査委託でございますとか、森林現況調査などで合計で3,811万118円の執行でございました。令和5年度の事業量といたしまして、間伐を実施した森林は23.41haで、事業費は821万7千円。自伐林家を含めた担い手育成のための講習会委託が649万円。森林作業路整備補助が10件で3,623mの整備を行い、その事業費は672万4千円。木製品の整備として309万5千円。危険木などの伐採補助が9件で220万円。その他、そのときに、この年度は林業総合センターの木工加工施設の改修でありますとか、補助などで合計で全て6,254万459円の執行でございました。令和6年度の事業費を取りまとめました。間伐につきましては、27.4haで1,034万円の実施です。自伐型林業を含めた講習会委託が489万7千円。森林作業路の補助が10件で2,834mの事業量で、事業費は551万8千円。木製品の整備として491万7千円。危険木伐採の補助が5件、104万8千円。その他深入山森林セラピーロードの整備などもございまして、合計で4,404万9,270円という事業費となっているところが直近でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい、4年度は金額は少なかったんですが、5年6年と着実に推進をされているというふうに理解をしておりますが、次の質問なんですが、太田川森林組合におきましても、譲与税による事業費の拡大に期待されておるといふふうに考えておりますが、今後の方針について伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。太田川森林組合における事業拡大の期待という御質問でございました。森林組合につきましては、森林所有者が互いに共同して林業の発展を目指す協同組合で、組合員に対して、森林経営に関する相談に応じ、森林施業の受託、森林経営計画作成などの事業を行っています。地域の实情に応じ、各地で多彩な事業展開を行うなど、地域の林業において大きな役割を果たしているところでございます。森林環境譲与税の事業において、森林組合には間伐や木製品の整備を期待をしています。間伐につきましては、広島県林業課、広島県西部農林事務所、安芸太田町及び太田川森林組合で構成される安芸太田町森林経営管理地域調整会議において、実施に関する協議を行い、毎年度の事業予定地の情報共有も行っていますが、近年の入札では、結果として、他の事業者が受託されているところでございます。このことにつきましては、何らかの要因があるとは思いますが、これとは別に、森林経営に適した森林の整備を実施するなど、事業の拡大に期待をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい、答弁では手を挙げられても、他の事業体に事業が執行されたというふうな答弁でございましたが、森林組合におきましても、十分な事業費の確保、あるいは作業についてのその体制は整っているというふうに思っておりますので、引き続いて、地元の森林組合の育成のために、何らかの取組を期待しております。次に問4、4番目ですが、森林環境譲与税を私は林道補修に活用して、山林作業

がしやすい環境を整備していくことが、今後の森林整備の促進が図れるものではないかというふうに思っております。これまで林道整備については建設課のほうにお願いをしておりますとか要請をしておりますけれども、なかなかその予算的には、単独の費用になると思いますんで、厳しいかと思いますが、譲与税を一定割合活用した作業道の林道補修等の費用に充てる考えについて伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。森林環境譲与税を林道補修に活用してはというような御質問でございました。林道の草刈りでありますとか、補修を含む維持修繕につきましては、安芸太田町、毎年予算で、約3,500万円程度、予算確保しているところでございます。これとは別に、災害による復旧工事もあり、国の補助金を利用している箇所もあるところでございます。令和2年度に林道の維持修繕に対しまして約1,100万円程度、森林環境譲与税を財源に充てたことがあります。制度のはじめであったこともあり、近年は実施をしております。山林の作業に必要であれば、当然財源として利用することになりますが、設計や修繕となれば多額の予算を確保する必要がありますし、各地要望もありますので、十分な協議が必要であると考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、末田議員。

○末田健治議員

4年5年6年と交付された額に対しては、満額に使っているというふうな状態ではありませんので、山林作業がしやすい、林道整備に私は一定額を充てていっても、将来的には非常に効果が高いのではないかなというふうに思いますんで、再度その点については申し上げておきます。次の質問に移ります。自伐林業家には移住の方が多くおられます。人口減が続く安芸太田町では、森林面積が約9割を占める安芸太田町におきまして、林業振興は町の将来に大きな影響があり、自伐林業の振興、移住対策にもつながっているのではないかなというふうに思っております。移住先を決めるとき、安芸太田町の特色を活かした自伐林業の推進は、移住しても選択の幅が広がるわけでありまして、以前視察に行きました岡山県の西栗倉村は100年の森づくり構想による各事業の取組により、多くの移住者があり、まちが活気づいています。自伐林業の推進は必要であると考えます。町長から答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。自伐林業について御質問頂きました。改めてこの自伐型林業の支援、令和2年度から、森林整備の担い手ということで進めさせていただいております。現状、先般も議会のほうで、自伐林家が整備する森林を見に行っていたと聞いております。現時点では町内で約10名程度の自伐林家の皆さんがですね、活動されるに至っております、これ産業振興の観点から見ても、伐採をできる若者がこれだけの人数そろっているという事実はですねやはり特に山側の自治体、つまりは、木材を提供する側の自治体としては重要なポイントじゃないかというふうに思っているところでございます。その上で戦略という指摘が先ほどありましたけれども、これ先般の質問でも、お答えをさせていただきました。国が進めておられます林業、すなわち大量生産大量消費に沿った林業施策というのは、国も当然、各種補助金を用意されておられるところでございますし、それらを活用して、森林組合や民間の林業事業体は施業されているわけでございます。一方で私としては、その施業が本町に合っているのか、あるいは、我が国の地形風土に合っているのかということ少し考えるところもありまして、加えて、若者の移住定住を促進するという点で、安芸太田町らしい働く場の確保という観点から、自伐型林業の推進にこの森林環境譲与税一部使わせていただいているところでございます。ちなみに現在の課題でございます。実は研修が終わった後、実際に自伐林業をなりわいとして進めるにあたって、

それを進める山林がやはり自前で確保するというのはなかなか難しいという話は聞いているところでございます。また特に事業の初期段階ではですね、やはり自伐型林業とはいえ、なかなかそれだけでは食べていけないという話も伺っております。施業場所の確保などはですね今後森林組合とも連携しながら、進めていければと思っておりますし、また町内では、自伐型林業を担っておられる若い方々で構成する安芸太田町自伐型林業協議会というのがございますので、そういったところとも連携をしながら、山林の確保や施業の連携などを進めていきたいと思っております。なお、実は県内で自伐型林業の支援をする自治体というのは本町だけだったんですが、ここにきて安芸高田市などもそういった取組を始めたいと、あるいはそれを検討されているというお話も聞いております。県内でそういった取組をされる市町が増えるというのは大変ありがたいことでございますし、そういった意味でも勉強させていただきながら取組を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、末田議員。

○末田健治議員

はい先日自伐林業の担っている協議会のほうから、現地のほうを見てほしいということで議会として出向きました。その折に、聞かしていただいた声は、現状においては、なかなか採算が厳しいと、こういう声だったというふうに思っております。安芸太田町として、従来よりは違う上乘せ、若干のですね、上乘せの施策もされておりますが、より一層、より一層、自伐型林業が進みますように、施策制度の充実ですよね、これを図っていただいて、自伐型林業が安芸太田町に行けば、何とか飯が食えと、こういうふうな環境をですね作っていただきたいということを強く申し上げまして、私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で末田健治議員の一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時25分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。8番大江昭典議員。

○大江昭典議員

8番大江昭典でございます。議員質問初日の最終となり、皆様心地よい時間帯ではありますが、本日も明確な答弁を期待し、頑張ってもらいたいと思います。では、早速ですが、一問一答方式にて各質問に入っていきます。まずは、人材育成ということで、職員の育成についてお聞きします。私は、組織力を十分に発揮し、よりきめ細やかな行政サービスの充実を目指す上で、組織の職員一人一人が財産であるとの視点があります。これは、私が前職1,300人規模の職域で管理職をやっていた頃からの信条でありますので、再三にわたり、この場で質問してきたものであります。まずは、町長にお聞きします。人材育成と一言に言っても、問題課題事項を把握していないと的確な育成の方向性や、実施形態も見えてこないと思っております。現在の安芸太田町行政全般について、問題課題事項は何だと思っておりますか。町長に問題課題事項と、それに対する人材育成の方向性について伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、人材育成にあたってのまずは現状の組織の課題について等々について御質問頂いたところでございます。現状の本町職員について申し上げますと、一言で言えば、限られた職員数の中でですね、

逆に年々増えていく業務範囲を、でも大変厳しい中であるけれどもよく支えてもらっているというのは、これ本当に正直な感想でございます。逆に言えばですね、業務量を考えると、十分な人員がもしかしたら配置できていないのではないかと、そういう思いもなきにしもあらずでございます。そこは行政のトップとして、責任を感じているところではございますが、ただこの点は本町町民人口と切り離せない部分でもございますので、大変難しいところでございますが、今後の定員管理計画の中でまた議論させていただきながら対応していきたいと思っております。その上で、組織の課題として、これは常に意識しておりますのは、一つはコンプライアンスの問題でございます。先般も事務ミスによる問題がございました。また、過去を振り返りますとですね、本町においても少し定期的に不祥事が発生した時期もございます。そういった意味では、コンプライアンスというのは、公務員の基本的な、公務員としての基本的な部分でありますし、ルールに従った業務執行というのは町民の信頼感にもつながるといふふうに思っております。本町のように、職員が少なく、また、他市町で仕事をする経験が余りない場合にはですね、中には独自の地域ルールみたいなものを、もしかしたらあるのかなということも感じているところでございます。そういう点について改めてコンプライアンスについては重要であるということが一つあるのと、最近、特に感じておりますのはスピード感、あるいは、時間管理といったほうがもしかしたらいいかもしれません。とりわけここ最近はですね、職員の働き方改革の問題もあり、それこそ業務が終わらなければ昔のようにですね、残業を繰り返すといったことも、だんだん許されない状況になっております。それはむしろ、効率の点でもよろしくないという考え方になってると思っております。そういった意味では、大体年度末に各課にはそれぞれ次年度の課題について、各課長にお話をし、それに基づいて、その各課長が各課の中で、年間計画なりを立ててですね、スケジュール管理をしてもらってるわけではございますが、年度終わってみると、中には進んでいないという課題もあったり、あるいは業務の中でそういった意味ではうまくスケジュール管理ができてない事例もあるのではないかと思っております。このスケジュール管理、これからますます重要になっていくと思っております。業務過多の中でですね仕事を進めているわけですから改めて計画的に進めてもらいたいということは、課長あるいは職員にもお願いをしたいところでございまして、実はこういった点について県からも副町長来ていただいております。県はコンプライアンスの問題あるいは時間管理、多分我々以上に、本町以上にですね、そういった部分は、的確にあるいは厳しく取り組んでおられると思っておりますので、そういった部分、逆に言うと副町長には職員の指導をお願いしてるところでもございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。課題等について伺いました。では、業務における指導助言体制について、また職員への育成教育体制の進行状況、また効果、そして職員の反応について、各部署別に伺います。まずは町長部局から伺います。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

はい。職員の育成体制についてお尋ねを頂いたかと思っております。御指摘のとおり、私自身も職員は安芸太田町にとって、貴重な財産であるというふうに思っております。そうした認識のもとで、今年度は、本町に希望を持って入庁した新規採用職員と組織の中核をなす課長補佐級の職員に対し、私自身のこれまでの行政経験を通じた実践的なアドバイスを交えて研修を行いました。具体的には、先ほど

町長のほうからも課題として挙げられました、コンプライアンス、これは県がきちんと全てやっ
てるかどうかが、少し疑問に思うところもありますけれども、こういったコンプライアンスを含めて、求め
られる責任あるいは課題への向き合い方、そして、もう一つ、仕事を進める上で、納期のない仕事と
いうのは私はないと思っておりますので、仕事を進める上での時間管理や、目標の立て方、こういっ
たことを中心に、役場内でのそれぞれの立ち位置に応じて、日常業務を正確かつ効率的に進めるため
の方法論やポイントについて、話をさせていただきました。受講後、職員の振り返りアンケートとい
うのを実施いたしましたけれども、特に学んだことを活かして、これからどう行動するかという問い
かけ投げかけに対しましては、仕事に対して、スケジュール感と、計画性を持って取り組みたいとい
うこと、あるいは、現状だけでなく、将来のまちの姿をまず念頭に置いた上で、何を優先して取り組
むべきか、いわゆるバックキャストで物事を考えていきたいといった、行動変容の具体的なきっかけ
につながっているような回答も見受けられております。一方で、要点を相手に簡潔に伝える説明力、
また、予期せぬ事態を想定したリスクマネジメントへの対応力、こういった今後受講したい新たなテ
ーマなども、要望として挙がってきているところでございます。人材育成につきましては、いわゆる
成果が即時に目に見えるものではなく、定着には一定の時間を要しますので、こうした研修を継続し
て実施するとともに、各所属においては、管理職を中心に、職員の実践を支えるフォローアップ、こ
れを重ねていくことが重要であるというふうに考えております。今後とも、人材育成は、町政運営の
基盤であるという認識のもとで、研修の質を高めていながら、引き続き、職員とともに、成長して
いける環境づくりに努めてまいりたいと、このように考えております。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。伺いました。地域からは、職員の空気感が変わってきたとの声も届いておりますので、継続
でもらいたいと考えております。次に、教育分野では、本来のコミュニティスクールについて、
全国的な流れを踏まえて、事業推進における教育委員会事務局職員の意識改革等への取組、効果、ま
たそれに対する職員の反応について所感を求めます。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。学校、こども園、保育所、放課後児童クラブ等につきましては、各種研修を通して、子ども
の理解と指導力の向上に努めているところです。今後は特に学校におきまして、子どもが未来の創り
手となるために必要な資質能力を学校地域が連携して育むため、コミュニティスクールの活用により
得られる効果等について、教職員がさらに理解を深める必要があると感じています。また、町内各校
の学校運営協議会の状況や内容等につきまして、校長研修会等を通じて情報共有をすることで、安芸
太田町らしいコミュニティスクールの在り方について協議する機会を設けていきたいと考えており
ます。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。学校分野認定こども園については後ほどコミュニティスクールの質問事項もありますので、
そのところで一緒に評価発表したいと思っております。次に、病院分野では、専門的な分野を担う中での職
員育成の現状や、現在行っておる手法の効果、職員の反応について所感を求めます。

○中本正廣議長

はい。平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。ただいま病院事業の人材育成について御質問を受けました。こっちでした失礼しました。ちょっと、向きが反対なのでこうさせていただきます。はい。病院事業としては病院自体は専門職の集合体ですので、共通の人材育成プログラムと各専門職、今大江議員が指摘されました専門職に求められる技術向上のためのプログラムが必要だというふうに考えております。共通部門の研修としては、医療安全研修、感染対策研修、接遇研修等については講師を呼んだ集合研修を行っております。またeラーニングのビデオを見てもらうような個別研修も実施しております。先ほど質問ありました9月議会以降での実施したものにつきましては、感染対策、認知症対応研修、接遇研修等があります。個別の研修としましては、事務職員に施設基準管理士の試験を受けていただくということをお願いし実際に11月に受けていただきました。また看護部に対しては主任以上の管理職を広島赤十字病院と安佐市民病院にそれぞれ派遣してもらいまして、看護管理の現地研修を受けていただきました。さらにタスクシフトと、今後のですね看護職の退職の影響を最小化するという目的で臨床工学技士や、事務職に対して、医師事務作業補助研修を受けてもらうようにしております。問題はこれらの研修をただ受けたからそれでいいのかということではなくて、大江議員御指摘のように、どのようにそれを評価するのかということが大きく問われているというふうに思っております。評価法はなかなか難しくこれが人事効果とうまく対応できる評価法があればよいんですが、今そこについてはないものから、今年度かけて、それについての評価法を考えていこうということを今、検討しているところでございます。反応としましては、広島赤十字病院、看護師ですが、広島赤十字病院あるいは安佐市民病院に派遣した看護師からは、管理方法が大きく違ってびっくりした、あるいは今後そのような方向で検討してみたいというふうなコメントを頂いております。これは、12月24日にその研修の報告を全体の研修全体報告会として行うことに予定しております。人材育成プログラムの効果は、今申しあげましたようにすぐ出てくるものではないというふうに考えております。引き続き、全体研修に加えて対象者を定めた個別研修等を実施、そして評価を継続していくことが重要だというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、伺いました。どの分野も一括してそうですが、今の時代、職員一人一人の多様性、これに沿った対応が重要であると言われております。継続提言してきた人材育成について取組の形骸化、慢性化はないか。職員の反応を含む効果について、あらゆる方向からの認識を確認したのですが、引き続き重要事項としてとらえ、取り組んで頂きたいと考えております。次に、介護人材育成についてですが、以前提言しております、新年度養成講座実現のための現状確認です。町内事業者との連携を含め、現在の取組状況と今後の展望について伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。介護人材の育成について御質問頂きました。介護人材の育成につきましては、その概要は、9月議会でも御説明をしたところですが、それ以降、町としては、特に資格取得に対する安定した研修体制の構築を図るため、町内での受講が可能な体制を整えるべく、安芸太田町地域福祉ネッ

トワーク協議会と連携して、事業実施に向けた協議を進めております。これからの施設運営において避けられない、介護従事者等の退職などによる人員減少に備え、重要な専門職種であります介護福祉士などの資格取得及び人材確保が急務であり、資格取得に対する安定した研修体制の構築を図ることが目的でございます。安芸太田町地域福祉ネットワーク協議会とは連携協議を9月以降も定期的に行い、現在も、研修の内容でありますとか、町内まで出張して講習を実施してくれる事業者の有無、またその費用などについて確認を行っているところです。まだまだ、事業の本格実施につきましては、課題がございますが、将来的にも、介護福祉士の確保を求める町内事業者とさらに協議を重ねて、令和8年度以降には必ず事業展開できるよう内容の精査と、予算確保に向けた準備に注力してまいります。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。高齢化率が高い我が安芸太田町で、町内施設の介護人材不足には住民の非常に高い関心があります。養成講座については、外国人就業者の希望にもなるし、誘致にもつながると考えております。また、希望する町内住民の生涯的資格取得となりうるものでもあると考えますので、ぜひとも町行政が先頭に立ち、積極的に取り組んで頂きたいと思っております。次の質問に入ります。次に現在進められておる、PFI事業について伺います。町内で進めておられるPFI事業の全般的な事業推進の在り方について、町長に伺います。新たなPFI事業、地域住民としたりなじまない事業推進に対する不満と落胆の声が多く上がっていますが、PFI事業を推進してきた上で、私は課題点と感じておる3点に絞り、改善策等を具体的に伺います。まず1点目、計画から非常に長い時間を要している。これに対する時間経過と進め方についての課題点。2つ目、業者との連携の在り方。事業構想、あるいは地域交渉などの分担等、事業者との連携の在り方について。3つ目、情報提供、公開の在り方について。これは地域住民に対してもありますし、議会に対しても含めての答弁をお願いしたいと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて今町内で進めております、PFI事業での道の駅の話、それから定住住宅、二つほどPFIで実際進めたところがございますが、その上での課題とか問題意識についての御質問を頂きました。改めてPFI事業というのは一応そうはいいながらも確認をさせていただきたいんですが、公共施設などの設計、建設、維持管理、運営業務を民間の資金、経営能力、技術力を活用して行う事業手法でございまして、これは例えば、今申し上げました設計、建設、維持管理、運営を別の事業として、あるいは、それらの事業内容について、基本的には中身を公共が決めてですね、事業者はそれに従って仕事をするという、いわゆる従来の公共事業と比較で言われておりまして、このPFI事業を進めることによって期待されるのが、コスト削減、それから工期の短縮、経営ノウハウの導入やサービスの向上、場合によっては資金調達の肩代わりなど多岐にわたるということでございまして、とりわけ民間のノウハウが求められる、商売や経営のスキルが求められる分野ではその効果が高いというふうに受け止めているところでございます。当然町としても、そういった部分を期待しながら取組をさせていただいたんですが、1つ御指摘がありましたのが、計画立案からかなりの時間が要したということでございます。PFI事業の流れとしては、今お話があった例えば、道の駅などでも基本計画を策定しておりますが、その策定の次に実施方針を決め、その実施方針を決めた後に、具体的にプロ

ポーザルをするための要求水準を決めて、募集を開始する。募集を開始した後、P F I の事業者の審査委員会を立ち上げてその事業審査委員会が審査を行い、優先交渉者を決定し、最終的に優先交渉者と事業契約を結ぶということをございまして、これ道の駅の場合で言うと、この間に1年6か月たっております。実は優先交渉権者との事業契約の後でもありますね、引き続き皆さん御承知のとおり、事業内容についてもろもろ調整をしたものですから、結果として、ようやく事業概要がまとまった現状からすると、2年と半年たっているということをございまして、これは確かに私としても、ある意味想定外といえますか、思った以上に時間がかかっているなというふうに思っております。ただこれ1つは、P F I 事業というのは、事業の基本計画を決めてそれからプロポーザルに至るまで、この間に事業者とやりとりをしながら、計画を詰めていくというのが、ある意味事業の肝だと思しますので、その部分というのはどうしても短くはならない。ただ、先ほど申し上げました例えば道の駅などでいうと、審査が終わった後、優先交渉権者が決まって、そこから事業契約をする中でも半年かかっております。この間も、調整を行い、先ほど申し上げたように、契約が終わった後も調整があったものですから、そういった意味では、通常のP F I 事業よりは長く時間かかっていた部分はあったように思っております。これは我々も、もちろんP F I に慣れていない部分もあったかもしれませんが、事業者についても同様に、特に広島の実業者というのは、こういったP F I 事業に慣れてない部分もあったのかもしれない。結果として長くなったことによってですね、計画が決まった、あるいは計画の中身について、町民の皆さんも少し忘れかけている中でこういうことになったというのが、あわせて長くなってしまったというあるいは長く感じておられる1つの課題であり、これは我々も、課題だというふうに認識をしているところでございます。また事業者との連携というお話もございました。事業者との役割分担、これは基本的には、プロポーザルをするときに、公表しております要求水準書、これでは基本的には役割分担が決まっているところでございます。先ほどから申し上げております事業者との間の調整に時間がかかったというのは、1つはプロポーザルで事業者が提案してきた計画の概要、これは確かに最も点数が高かったところ、当然、優先交渉権者として決まるわけでございますが、それが完璧な計画かという、必ずしもそうではないと。より完璧なものに合わせていくために、時間がかかるという部分がございます。そういった意味では、私なりのP F I の気づきでございますが、やはり要求水準書、先ほど申し上げましたプロポーザルにかけるときに、事業者が計画を練る上で、1番の基本になります、この要求水準書をやはりある程度、町の側としてもですね、しっかりと練っておかないと、後々の計画の変更というのは大変難しいというのが、今回の経験でもございます。これが1つの鍵ではないかと思っております。それから最後、ちょっと長くなってございますが、情報提供の在り方について、これも改めて、議会のほうからも御指摘を頂いたところでございますが、先ほど申し上げた、P F I 事業者との調整の期間が長くなってしまったがゆえに、その間はやはり決まっていない情報が結構ありますので、我々の側だけで勝手に情報公開することができないと。結果として先ほど申し上げたプロポーザル以降の半年あるいは事業契約者が決まった後の1年、これについてはなかなか我々の側だけで判断をして情報提供することができなかったということ、これもまた、一つ大きな反省点だというふうに思っております。ただP F I 事業というものについて言うと、先ほど申し上げました要求水準書を決めて、それからプロポーザルを行う事業契約が決まった後は基本的には、計画の具体化というのは事業者に委ねられるところでございますので、こちら辺、情報提供をどのようにしていくのか、その部分については我々自身も、今後の課題だというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長
大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。課題等を伺ったんですが、先の人材育成のところでも出ましたけど、スピード管理、時間管理、そういったものを、慣れてなかったのかなという面はありますが、それにしても、民間の力を使う、コストダウンにつながるというような、競争率の問題ですよね。都会とか業者が多いところで分かるんですが、そういった手法のPFI事業は、この安芸太田町になじむと思われませんか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。実はもう1つ我々も気づきといいますか私個人の思いとしてはやはり、PFI事業のもう1つの成功のかぎは、やはりできるだけ多くの方が手を挙げられて、多くの選択肢の中から1番いいものを選ぶということ、それがPFI事業の成功のもう1つの鍵だと思っております。その点でいうと、実際に公募にしたときにどれだけの団体が手を挙げていただけるかというのをやはり肝だと思っております。ただこの点は、なかなか難しいところだと思うんですが、慣れていく中で、このPFI事業の公募も、基本的にはホームページといいますか、そういったデジタル空間といいますかですね、地域限定せずに募集を行われるということになっていくので、そういった意味では広島でもどんどん慣れていく事業者さんが増えていけば、今後については、そういった部分、地域によっては手を挙げてくださる事業者さんがいないというか偏在をしているという部分については、これからは改善もされるのではないかと聞いております。逆に我々としては、そういうPFI事業に慣れた方々も含めてですね、いかに我々の事業をアピールし、手を挙げて頂けるかということがやはり大きな鍵ではないかなというふうに思っているところでございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。課題点について伺いました。では次に今進めておられる筒賀拠点施設計画、これもPFI事業でやる方向性のようですが、これの現在の進行状況、今後予定、現在の町として持つておる構想について伺います。

○中本正廣議長

山本筒賀支所長。

○山本博子筒賀支所長

はい、筒賀拠点施設計画の進行状況についてでございます。今までの経過についてでございますが、令和3年度に地域住民が主体となって、拠点の機能等をアイデア出するワークショップを行い、この内容を踏まえ、令和4年度には、施設のコンセプト、基本方針などを整理した筒賀拠点整備計画基本構想案を策定しました。この案については、住民意見交換会を行った際、賛否等含め多くの意見を頂いたことから、令和6年度には、はしもトークで、地域や各種団体との意見交換を行い、令和6年度当初には、基本構想に対して幾つかの修正点を付け加えたところです。その後は、この修正をした基本構想を踏まえ、PFIによる事業手法を前提に、民間事業者とのサウンディング、個別対話を重ねてまいりました。その民間事業者からの御意見等も踏まえ、先月末に筒賀拠点における実施方針案を公表いたしました。これはPFI方式の採用を検討していることを、事業者にも周知するとともに、さらに具体的な条件等を提示することで、民間事業者の事業参入のための検討を容易にし、より効率性、実効性の高い事業実施条件を検討するためのものです。今後の予定といたしましては、実施方針案を現在公表中です。その後、来年3月にはサウンディングを実施し、その内容を踏まえて、令和8

年度には、本事業をPFI事業として進めるのか否か、その際の条件、要求水準書をどうするのか、場合によっては基本構想の内容を変更するのかなどを決定することとなります。PFI事業として進めることとなれば、令和8年度中に、募集要項、実施方針案の確定版、要求水準書をまとめ、公募、審査を行い、早ければ令和9年度当初には優先交渉権者の決定公表、令和9年度中の議会において、事業契約に関する議案書等の提出、その後、事業を進める運びとなります。それから、現在の町の構想といたしましては、基本構想に修正を加えたものがベースとなっており、具体的には、行政施設として、緊急時には避難所となる多目的ルーム、温浴施設、防災備蓄倉庫と、民間事業者が独自提案する民間の独立採算施設を旧筒賀駅跡地に整備することを実施方針案で公表しております。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

今後の予定構想について伺いましたが、現時点での課題点などがあれば伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて現時点での問題点という話ございました。基本構想をまとめた後の話として実はまずサウンディングをさせていただいております。これ民間事業者との感覚で事業採算が見込めない、失礼しました、昨年民間事業者とのサウンディングをさせていただいてるんですが、この中では、現行の計画のうちだと、やはり事業採算が見込めないということで、参加は困難と判断される事業者もおられました。一方で、引き続き検討されている事業者もおられるというところでございます。ただ採算の部分についてはですね、特に、我々としては施設の建設もそうなんですが、施設建設後、運営費用をできるだけ抑えたいという思いもありまして、そういった意味で、温浴施設あるいは民間事業者なりの独自の提案で、そういった運営費用を安くするための何かもうかる施設を併設していただければありがたいなという思いもある中で、サウンディングさせていただいたわけですが、現時点では、そこが難しいと考える事業者のほうが多いように受け止めているところでございます。ただ改めて今回、実施方針案というのをまとめさせていただきました。これはあくまでも行政の中の手段といたしますか、行政が最終的に今申し上げました。PFI事業で進めるのか否か、PFI事業で進めるとしたらどういう条件を設定すればいいのか、場合によって、もしもサウンディングの中で、PFI事業としての取扱いが難しいということであれば、場合によっては、従来型の公共事業として前へ進めるか、さらに言うとその計画の内容まで変更させていただくか、そういうことが、今後町としては判断が求められると思っておりまして、そのためにもう一度実施方針案をまとめさせていただいて、より詳細なデータを出させていただきながら、民間のサウンディングをさせていただいて、最終的にそういった部分について、町としての方針を定めさせていただきたいという、そういう思いでございます。当然そういったときになれば改めてまた議会のほうにも御報告をさせていただくつもりでございます。というのが今の状況でございます。我々としてはですね、先ほど大江議員も御指摘のようにできるだけ多くの事業者に手を挙げていただかないと良い計画にはならないと思っておりますので、そういった意味でも、実施方針をまとめてもう1回サウンディングをさせていただこうと思っております。万が一、PFIが難しいということになれば、先ほど申し上げた従来型の事業として発注するということになると思っております。その場合はですね先ほど申し上げました、その後の運営管理などは全て基本的には町が負担をしなければならぬということになると思っておりますので、そういった場合の計画そのものの内容の見直しも含めて、今後、真剣に検討を進めていきたい

とされているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。伺いました。PFI事業参加事業者がいらないとはじまらないことなんですが、今まで何年もかけて住民から思いを集めてきたものですよね。それが事業者に合わせてころころ変わるということは、住民の思いからかけ離れてくるんじゃないかと思うんですが、その辺の恐れはどうですか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御指摘のことも当然念頭にはあります。今の段階ではですね、あくまでも基本計画、それからその後はしもトークの中でも意見交換をさせていただいた修正点、これをベースにお話をさせていただいているつもりでございます。その中でPFI事業として、今の計画が難しいということであれば、逆に町民の皆様方の御意見のほうを優先して、計画どおりに進めるけれども、残念ながら、町で全てを賄わなければいけないという選択肢も、当然ありうると思いますが、その点は、最終的な判断として、また町の考え方については、お話をさせて、議会にもお話をさせていただくあるいは、まだ残っておられます策定委員会のほうにも相談をさせていただきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。PFI事業はいろいろと、私の勉強不足のところもありますので、今後も長時間をかけて、勉強していきたいと思っております。それでは、次の質問に入ります。コミュニティスクールと地域一体共同活動について。人材育成と多少重複部分がありますが、学校現場におけるより具体的な所見を求めます。まずは地域ボランティアの位置づけについて、各学校の地域ボランティア利用状況について伺います。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。学校園所支援ボランティア制度について御質問を頂きました。地域学校協働活動は、地域と学校が連携し、地域全体で子どもの学びを支える活動であり、学校園所支援ボランティアの方々がその力を存分に発揮し活躍頂ける活動と捉えています。現時点でのボランティア登録人数は21名となっております。まだ十分とは言えませんが、登録されていない方々からも、これまでも多くの支援を頂いており、今後はその方にも教育委員会と学校園所で連携し、多くの方に支援ボランティア登録をしていただけるよう、まずは取組を続けてまいりたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

21名の登録人数は分かったんですが、利用状況についてはどうでしょうか。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい、現時点で詳細をこちらでお伝えできるだけの資料はそろっていないんですけども、各学校で、例えば草刈りの業務であったり、施設の修繕などで支援を受けているということについては報告を受けております。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。何事も始めた制度ですので、ちゃんとキックバック、アンケートをとったり、ボランティアの反応であるとか、そういうところをしっかりと把握していかないと、なかなか広がっていかないんじゃないかと思っております。ではそれとともに、この地域ボランティアを利用するための現場の学校の体制づくりの現状と今後の展望について伺います。学校への指導助言、それに伴う学校の取組、展望について所見を求めます。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。主に学校運営協議会に関わる内容と捉えて答弁をさせていただきます。今年度より学校運営協議会につきましては、委員の選出を各学校のほうで行っております。これは各校の状況や目的に応じて柔軟に対応できること、また学校運営協議会自体が学校にとってより主体的なものになることを狙いとしております。今年度実施された協議会は、これまでよりも、各校の特色があらわれたものになってきていると感じています。しかしながら、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進という面におきましては、改善が必要であると考えております。実際、学校からの聞き取りを行うと、先ほどの御質問にもありましたが、ボランティアに御登録頂いてる方への依頼に対してどうしても躊躇してしまっていたというようなことが確認できましたので、教育委員会としましては、ボランティアの方の活用等ですね、地域の持つ教育力を存分に活用していくよう、各学校のほうに働きかけていきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。伺いました。今全国的にもですね、コミュニティスクール、運営協議会に評議員会が運営協議会に変わっただけじゃないかと。本来のコミュニティスクールではないだろうという議論が進んでおります。せっかく地域ボランティア制度も始めたんですから、しっかりとそこを担って、ちゃんと指導助言をして、うまく回るようにしてほしいと思います。特に先ほどありましたけど、地域の学校が地域の協力に対して躊躇してる。これ自体がもうコミュニティスクールと言えるんかという。地域で育てる、地域が学校に関わっていく、先生方はそれを素直にお願いして頼っていく。そういう体制づくりを早くつくってもらいたいと思っております。次に、文化教育施設の管理について、施設設備の管理計画について伺います。まず1点目。戸内ふれあいセンターの案件ですが、施設管理の現状等ということで、地域の施設利用者からの苦情がたくさん来ております。トイレの清掃ができてない、管内の清掃ができてない、利用者がお金を払って使用するには、自ら掃除してから、お客さんを招かなくちゃいけない。こういった苦情が多いんですが、施設管理の現状と課題、どういうふう把握しておられるか伺います。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。戸河内ふれあいセンターの施設の管理の件につきまして御質問を頂戴いたしました。この戸河内ふれあいセンターにつきましては、皆様御承知のとおりですね、指定管理制度を導入しまして、現在2年目に入っているような状況でございます。議員が御指摘のとおりですね、私どももこの運営面の苦情、この苦情の部分につきましては把握をさせていただいてるという状況でございます。指定管理者のほうにも、指導あたっているところでございます。実情を申し上げますと、この指定管理者、もともとですね、自主事業ということで展開をし、その収入で、清掃のパートさん等を雇ってですね、清掃していくというような計画にされていたようにございますけれども、これもちょっと施設が老朽化しているとかいうようなこともあって、いつときだけですけれどもね、エアコンが使えないというような状況があったり、水道の施設に不備があったりと、様々なことがあったんですけれども、この自主事業についてはですねなかなか思いどおりになっていないというような実情がございます。指定管理者のほうもですね、実際に動ける方が1名、この方がいろいろな取組をされていらっしゃる中で、町のほうも連携協定というのをやっておりますけれども、野球の活動をされておるといふようなところでですね、この指定管理のほうになかなか自主事業の展開ができていない、こういった課題がある中で、実際今、議員がおっしゃったようにですね、清掃面が行き届いていない、こういった面で実は大江議員さんのほうにもですね、実は施設の草刈り等も、お手伝い頂いたり、大変御迷惑をおかけしたところでございます。こうした状況を踏まえながらですね、来年度に向けた指定管理これももう1年指定管理残ってるんですけれども、こういったところの部分が本当にできるのかどうか、そういったところも今指定管理者とですね、協議を進めているところでございます。状況によってはですね、なかなか収益事業が非常に厳しい施設だということになれば、もとの直営施設に戻すということも含めて検討していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。伺いました。もう一つ清掃状況とは別に、ふれあいセンターにピアノ、ピアノ高価なピアノ備品ですかねあれは寄贈されたものがあります。その管理についても杜撰であるという話も入っておりますので、しっかりとその辺を指定管理に出したけ知らんじゃなくて、出したほうが、ちょっと目を輝かしておいてほしいと考えております。次に安芸太田中学校の案件です。安芸太田中学校と、教職員の駐車場あるいは生徒の駐輪場とはちょっと、距離が、校舎とは離れているんですが、その間の防犯灯。それと中学校の中のトイレの改修。他の中学校は見えておりませんが安芸太田中学校のトイレは今日見に行きました。まだ洋式が2個、あとは全部和式ということで、やはりそれを使う生徒教員の施設環境の充実、改善というのを、早くやっていただきたい。一遍にやらなくていいですから1個ずつでも前に進めようじゃないですか。子どもが少ないから、利用者が少ないからいいよじゃなくて、子どもが少ないから1人ずつにかけてあげましょうということで、トイレの改修等について、所感を伺います。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい、安芸太田中学校の件で御質問を頂戴いたしました。確かにですね私も安芸太田中学校かつて子どもを通わせていたということもございます。駐輪場までの間は、確かにこの季節になりますと暗

いなというイメージでございます。一方でですね教育委員会のほうとしましては、学校のほうに毎年新年度予算のヒアリング調査を実施をさせていただいてるような状況でございます。このヒアリングというのがもう既に終わっているんですけども、12月までにですね、学校のほうとの聞き取りをし、必要な予算の計上について議論しているところでございます。ちなみに申し上げますと安芸太田町中学校のほうからですね今議員から宿題頂いた案件についての要望等は実は聞いていないというのが実情でございますけれども、この暗いといった部分につきましては、今御指摘頂いたとおりだなというふうに私も考えております。今後、何らかの検討が必要であるというふうに考えます。それから、トイレなんですけれども、確かに議員おっしゃっていただいたようにですね、安芸太田中学校、まだ男女のトイレが洋式が1基ずつという整備しかできておりません。学校のトイレにつきましては、これ文科省のほうの指導でもですね、洋式化にしていこう、できることならシャワートイレをつけていこうといったようなところで動きをしているところでございます。安芸太田中学校は今の1基ずつということでございましたが、これウォシュレットというか、シャワートイレがついているものが完備をされております。一方でですね、実はもう一つの中学校であります加計中学校、こちらはシャワートイレというものもございません。一応洋式のトイレに関しましてはですね各トイレに一応準備をしておるところでございます。このトイレの改修につきましてはですね、新しくした戸河内小学校等は完全に整備をしているんですけども、依然として、旧小中学校の大規模改修で行ったところに関しましては、全てのトイレが洋式化をできておりません。こうした部分は、早急に取り組む必要があるというふうに考えておりますけれども、一方で学校に関しましてはですね、かつて、中学校で天井剥落するというような事案もあってですね、非常に大きい問題になったということもございます。こういった安全面の部分というのをまず第一に考え、それから、待たなしになっております、LED化ですね、それや、あと空調設備の老朽化、こういった対応もございますので、全てを勘案しながらですね、限られた予算の中で、教育委員会としては、できるところから注力し、整備を努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。町長ぜひ、町内の子どもたち、国から来たお金をまくんじゃなくて、町費で環境整備、安全管理してあげましょう。と思っておりますが、所感はどうでしょう。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて、教育環境を整えるということで御指摘を頂きました。本町としても、今後、移住定住も含めてですね、教育というのは大変重要なテーマだと思っておりますので、大変厳しい、財政状況の中ではありますけれども、できる範囲で、しっかりとまた教育委員会とも相談をしながら進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。それでは次の最後の質問に入ります。器具の維持管理ということで、先般、町外の企業からグラウンド整備器具を頂いております。これは町内の子どもたちの活動を支えるPTAをはじめ、地域の活動に対して支援する思いで町外企業から寄附されたものと認識しております。企業の思いを大

切にしていく上でも、また、子供たちにその思いを伝えていくためにも、器具の消耗部品等の維持管理をしっかりとやってほしいと考えますが、今後の見通しと現在の計画があれば、それを含む考えをお聞きします。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。教育関係におけます備品の取扱いといったことで、先ほど戸河内ふれあいセンターにあるベヒシュタインのピアノの件についてもですね、同様だというふうに考えております。企業様より御寄附を頂きました、頂戴いたしました、物品に関しましてはですね適切に管理していく必要があるというふうに考えております。先ほどのピアノに関しましてもですね、実は空調の関係等々が少し回ってなかったというような話も耳に入っております。こういった部分も、取扱いについてですね、予算化の必要があるものは検討するというで現在検討に入っております。また今し方御質問頂きましたカープ球団のほうからですね頂戴いたしました、グラウンド整備の道具。これに関しましては本当にみんな大切にに使わせていただいているんですけども、非常にグラウンドがきれいになりました。これ中学校はもとよりですね、もとの旧戸河内中学校の校舎のところでも使わせていただいております。草もほぼなくなつて非常にきれいな状態になっております。そうした一方で、必ず摩耗する消耗品ございますので、こういったところの交換等、その辺りもですね、注視しながら来年度予算で対応を検討してまいりたいと考えております。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。先の高額なピアノ等も含め、町外の寄附者からの安芸太田町への思い、これを将来につなげていくためにしっかりと維持管理をしてほしいと考えております。計画性を持ってしっかりとやっていただくことを申し伝え、私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で大江昭典議員の一般質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午後3時21分 延会
